

市税概要

令和 5 年度



網走市

目 次

I 網走市の概要と人口

1. 網走市の概要	1
2. 網走市の人口の推移	3

II 網走市の財政

1. 令和4年度 一般会計予算・決算の状況	5
2. 一般会計の年度別決算状況	6

III 市税総括

1. 令和4年度市税調定額・決算額構成	7
2. 市税の調定額・収入額	7
3. 年度・税目別調定額の推移	8
4. 市税年度別収納状況	10
5. 令和4年度市税の決算	12
6. 税目別調定額(現年課税分)の推移	13
7. 税務課機構図及び事務分掌	14

IV 市民税

1. 個人市民税の概要	15
2. 法人市民税の課税状況	19
3. 市民税関係グラフ	21

V 固定資産税

1. 土地・家屋等の状況	23
2. 固定資産税の課税状況	24
3. 都市計画税の概要	29
4. 国有資産等所在市町村交付金	30
5. 固定資産税関係グラフ	31

VI 軽自動車税・市たばこ税・入湯税

1. 軽自動車税(種別割)の概要	32
2. 市たばこ税の概要	35
3. 入湯税の概要	36

VII 収納

1. 市税の収納状況	37
2. 市税年度別収納状況	38
3. 口座振替状況	38
4. 督促状の発送状況	38
5. 差押等の状況	39
6. 年度別徴収率の推移	40
7. 年度別不納欠損額	40

VIII その他

1. 徴税費等の状況	41
2. 市税現行税率等一覧	42

IX 参考資料

1. 令和5年度道内都市の採用税率調	44
2. 道内都市の市税収納率の推移	47
3. 道内都市の市税収納率等の推移	48
4. 地方税の税率等の推移	49
5. 網走市の採用税率の変遷	69

I 網走市の概要と人口

1. 網走市の概要

◆ 位 置

網走市は、東経 144 度 16 分、北緯 44 度 01 分にあり、北海道東部に位置し、東は小清水町、西は北見市に隣接しています。

◆ 面 積

網走市の行政面積は、471 km²です。

(東西 33.2 km、南北 37.7 km、周囲 151.1 km)



◆ 地 勢

地勢はおおむね南方に高く、藻琴山を経て阿寒の雄峰を望み、西は網走湖・能取湖を経て北見盆地に連なり、東は斜里平野の奥に知床連山の雄峰を望むことができます。

また、網走は水辺空間が多く、代表的な網走川は流程 115 km でその源を阿寒群峰に発し、津別川・美幌川などと合流し網走湖を経て網走市街地を貫流してオホーツク海に注いでいます。その他にも網走市内には藻琴川・卯原内川・浦士別川など大小の河川及び能取湖・網走湖・藻琴湖・濤沸湖・リヤウシ湖の大小の湖沼が点在し、変化に富んだ自然環境を有しています。海流は主として対馬暖流が宗谷海峡から東流していますが、一部千島海流の流入もみられます。

◆ 気 候

網走市は、一年を通して晴天が多く、年間降水量・降雪量は少ない地域です。また、オホーツク海に面するため、寒暖差も少なく、積雪量についても寒気と海流の影響もあって陸部に比べると和らいでおり、比較的温暖な気候といえます。

なお、沿岸地帯では、冬季の特殊現象として毎年1月中旬より流氷が到来し、最盛期には沿岸を埋め尽くすほどの流氷がみられましたが、最近では、地球温暖化の影響もあり、流氷域面積の減少や流氷の観測期間の短縮などがみられます。

※ 令和5年 流 氷 初 日 2月 2日（平年 1月22日）

※ // 流氷接岸初日 2月10日（平年 2月 4日）

網走市の特徴は、四季の変化の明瞭さと美しさです。

冬のオホーツクは、陸も海も白一色の世界。夏は海が青く輝き、陸地は色とりどりの花々が咲き誇ります。春は山々の新緑が眩しく輝き、秋は山々に紅葉の世界が広がります。



網走市の花【えぞむらさきつつじ】

昭和52年10月2日制定

2. 網走市の人口の推移

(1)人口、世帯数、面積等に関する調

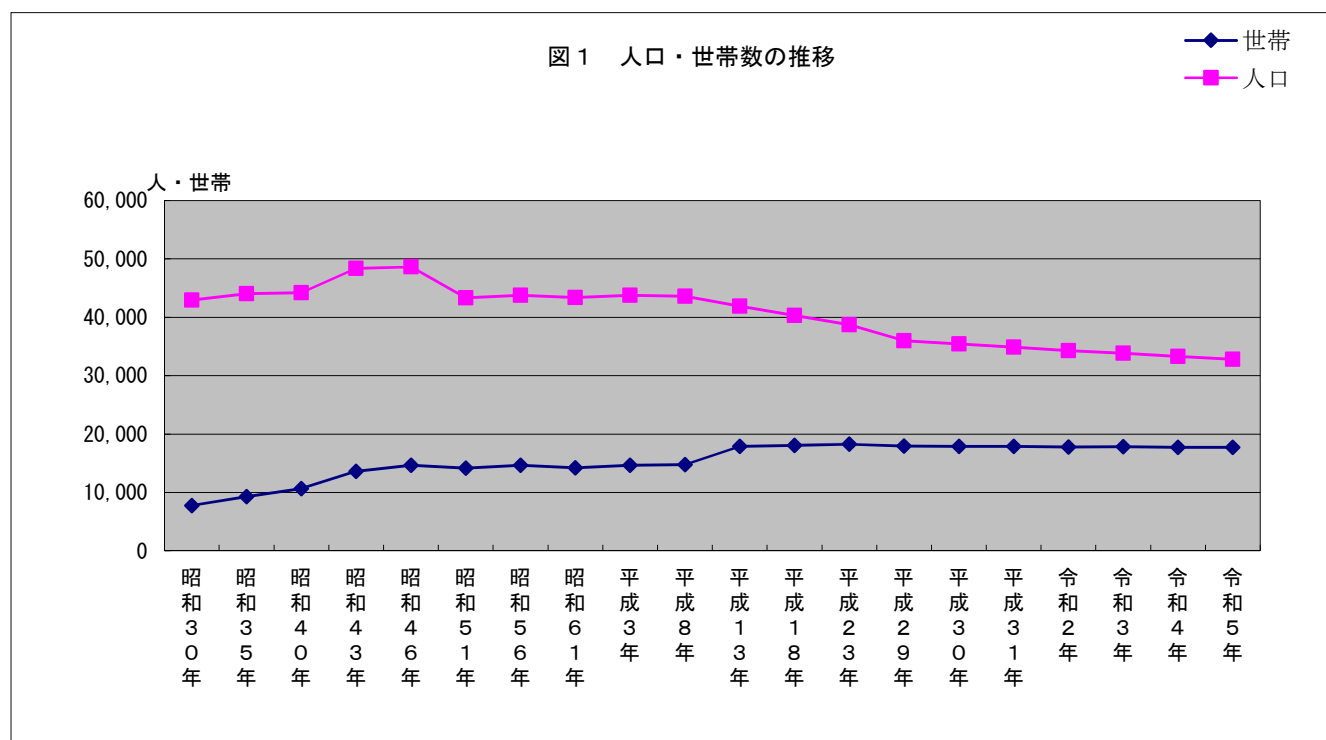
年 度 区 分			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 口		数 値 (人)	34,283	33,832	33,277	32,805
		前 年 比 (%)	98.24	98.68	98.36	98.58
世帯数		数値(世帯)	17,766	17,863	17,735	17,750
		前 年 比 (%)	99.42	100.55	99.28	100.08
面 積 (km ²)			471	471	471	471
一平方 キロ当		人 口 (人)	73	72	71	70
		世 帯 数 (世帯)	38	38	38	38
一 般 会 計	歳 入	数 値 (ア)(千円)	23,072,018	24,279,374	23,999,999	26,645,383
		前 年 比 (%)	98.87	105.23	98.85	111.02
	歳 出	数値(千円)	23,072,018	24,279,374	23,999,999	26,645,383
市 税	数 値(イ)(千円)		4,767,202	4,271,360	4,739,789	4,963,547
	前年比 (%)		99.92	89.60	110.97	104.72
	一般会計に占(イ) める市税割合(ア) (%)		20.66	17.59	19.75	18.63
税務職員数 (人)			21	21	21	21
税 務 職 員 一 人 当 た り	人 口	数 値(人)	1,633	1,611	1,585	1,562
		前年比(%)	98.26	98.65	98.39	98.55
	世帯数	数値(世帯)	846	851	845	845
		前年比(%)	99.41	100.59	99.29	100.00
	市 税	数値(千円)	227,010	203,398	225,704	236,359
		前年比(%)	99.92	89.60	110.97	104.72

※人口、世帯数は各年度4月1日現在 一般会計・市税は当初予算

(2) 人口、世帯数の推移

区 分 年 度	世 帯 数 (世帯)	人 口(人)			付 記
		総 数	男	女	
昭和30年	7,764	42,961	22,369	20,592	第8回国勢調査
昭和35年	9,263	44,052	22,638	21,414	第9回国勢調査
昭和40年	10,678	44,195	22,328	21,867	第10回国勢調査
昭和43年	13,647	48,371	24,243	24,128	
昭和46年	14,650	48,634	24,166	24,468	
昭和51年	14,183	43,345	21,229	22,166	
昭和56年	14,635	43,768	21,468	22,300	
昭和61年	14,242	43,400	21,297	22,103	
平成3年	14,635	43,768	21,468	22,300	
平成8年	14,798	43,616	21,369	22,247	
平成13年	17,910	41,909	20,594	21,315	
平成18年	18,074	40,346	19,834	20,512	
平成23年	18,258	38,734	19,059	19,675	
平成29年	17,971	35,974	17,551	18,423	
平成30年	17,879	35,440	17,268	18,172	
平成31年	17,870	34,898	17,042	17,856	
令和2年	17,766	34,283	16,716	17,567	
令和3年	17,863	33,832	16,518	17,314	
令和4年	17,735	33,277	16,213	17,064	
令和5年	17,750	32,805	16,021	16,784	

※ 国勢調査以外は毎年4月1日現在住民基本台帳



Ⅱ 網走市の財政

1. 令和4年度 一般会計予算・決算の状況

(1) 当初予算額

歳入		(単位: 千円、%)	
款	科 目	当 初 予 算 額	構 成 比
1	市税	4,739,789	19.75
2	地方譲与税	256,645	1.07
3	利子割交付金	10,864	0.05
4	配当割交付金	11,380	0.05
5	株式等譲渡所得割交付金	17,776	0.07
6	法人事業税交付金	79,526	0.33
7	地方消費税交付金	970,578	4.04
8	ゴルフ場利用税交付金	2,316	0.01
9	環境性能割交付金	22,201	0.09
10	国有提供施設等助成交付金	11,000	0.05
11	地方特例交付金	18,588	0.08
12	地方交付税	6,452,000	26.88
13	交通安全対策特別交付金	3,765	0.02
14	分担金及び負担金	189,120	0.79
15	使用料及び手数料	702,474	2.93
16	国庫支出金	2,541,334	10.59
17	道支出金	1,386,856	5.78
18	財産収入	90,977	0.38
19	寄附金	2,000,000	8.33
20	繰入金	1,524,580	6.35
21	繰越金	30,000	0.13
22	諸収入	1,158,330	4.83
23	市債	1,779,900	7.42
合 計		23,999,999	100.00

歳出		(単位: 千円、%)	
款	科 目	当 初 予 算 額	構 成 比
1	議会費	179,510	0.75
2	総務費	2,824,993	11.77
3	民生費	6,705,380	27.94
4	衛生費	1,652,498	6.89
5	労働費	57,595	0.24
6	農林水産業費	997,705	4.16
7	商工費	2,458,843	10.25
8	土木費	2,813,306	11.72
9	消防費	700,003	2.92
10	教育費	2,261,808	9.42
11	公債費	3,328,358	13.87
12	予備費	20,000	0.08
合 計		23,999,999	100.00

(2) 決算額

歳入		(単位: 千円、%)	
款	科 目	収 入 済 額	構 成 比
1	市税	5,044,113	18.39
2	地方譲与税	243,333	0.89
3	利子割交付金	1,977	0.01
4	配当割交付金	14,400	0.05
5	株式等譲渡所得割交付金	11,598	0.04
6	法人事業税交付金	71,550	0.26
7	地方消費税交付金	993,896	3.62
8	ゴルフ場利用税交付金	2,575	0.01
9	環境性能割交付金	19,990	0.07
10	国有提供施設等助成交付金	11,157	0.04
11	地方特例交付金	18,288	0.07
12	地方交付税	6,910,076	25.20
13	交通安全対策特別交付金	4,027	0.01
14	分担金及び負担金	144,905	0.53
15	使用料及び手数料	684,341	2.50
16	国庫支出金	3,967,004	14.47
17	道支出金	1,532,615	5.59
18	財産収入	38,147	0.14
19	寄付金	2,214,549	8.08
20	繰入金	587,121	2.14
21	繰越金	315,245	1.15
22	諸収入	1,142,215	4.17
23	市債	3,448,266	12.58
合 計		27,421,388	100.00

歳出		(単位: 千円、%)	
款	科 目	支 出 済 額	構 成 比
1	議会費	169,303	0.62
2	総務費	4,027,732	14.77
3	民生費	6,585,155	24.15
4	衛生費	1,926,591	7.07
5	労働費	52,079	0.19
6	農林水産業費	1,266,216	4.64
7	商工費	2,951,554	10.83
8	土木費	3,588,073	13.16
9	消防費	722,775	2.65
10	教育費	2,712,411	9.95
11	公債費	3,261,194	11.96
12	予備費	0	0.00
13	災害復旧費	0	0.00
合 計		27,263,083	100.00

※(2)決算額－歳入－市税:5,044,112,485円だが、
歳入全体の端数調整のため、5,044,113千円
としている。

2. 一般会計の年度別決算状況

(単位:千円)

年 度 歳 入	平成31年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 (当初予算額)
1 市税	4,758,446	4,622,194	4,676,237	5,044,113	4,963,547
2 地方譲与税	232,969	240,163	242,868	243,333	239,516
3 利子割交付金	3,764	4,414	3,190	1,977	6,611
4 配当割交付金	12,261	10,666	16,244	14,400	19,059
5 株式等譲渡所得割交付金	7,978	12,966	19,733	11,598	12,921
6 法人事業税交付金	0	28,386	56,473	71,550	76,408
7 地方消費税交付金	761,873	924,663	992,370	993,896	1,026,340
8 ゴルフ場利用税交付金	3,098	2,913	2,553	2,575	2,643
9 環境性能割交付金	7,199	15,590	15,645	19,990	15,989
10 国有提供施設等助成交付金	10,757	10,284	10,325	11,157	11,000
11 地方特例交付金	46,484	23,207	152,868	18,288	17,434
12 地方交付税	6,571,927	6,574,496	7,424,311	6,910,076	6,727,000
13 交通安全対策特別交付金	3,765	4,147	4,289	4,027	4,337
14 分担金及び負担金	178,656	196,872	191,283	144,905	227,809
15 使用料及び手数料	749,153	665,042	656,096	684,341	740,252
16 国庫支出金	2,550,791	7,457,530	5,059,782	3,967,004	2,509,909
17 道支出金	1,490,258	3,105,321	3,046,284	1,532,615	1,405,212
18 財産収入	79,721	23,575	20,488	38,147	88,058
19 寄附金	1,339,614	2,068,810	2,269,204	2,214,549	2,200,000
20 繰入金	1,209,013	508,476	517,975	587,121	1,986,700
21 繰越金	57,635	156,342	180,983	315,245	30,000
22 諸収入	1,191,780	1,612,584	2,045,444	1,142,215	1,041,038
23 市債	1,824,849	3,632,980	5,052,219	3,448,266	3,293,600
○ 自動車取得税交付金	24,931	—	—	—	—
合 計	23,116,922	31,901,621	32,656,864	27,421,388	26,645,383

(単位:千円)

年 度 歳 出	平成31年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 (当初予算額)
1 議会費	185,843	180,169	175,601	169,303	183,816
2 総務費	2,679,049	6,190,221	4,973,198	4,027,732	4,451,678
3 民生費	6,634,155	6,684,812	7,499,336	6,585,155	6,653,336
4 衛生費	1,473,774	1,745,141	2,125,411	1,926,591	1,801,961
5 労働費	37,360	38,001	40,451	52,079	55,682
6 農林水産業費	1,151,444	3,642,628	4,183,159	1,266,216	1,103,814
7 商工費	1,749,393	2,743,945	2,577,334	2,951,554	2,661,332
8 土木費	2,846,479	4,006,922	3,956,610	3,588,073	2,822,144
9 消防費	684,026	750,016	751,000	722,775	727,884
10 教育費	1,946,896	2,182,265	2,462,588	2,712,411	2,759,168
11 公債費	3,571,505	3,556,518	3,574,559	3,261,194	3,404,568
12 諸支出金	656	0	0	0	0
13 災害復旧費	0	0	22,372	0	0
14 予備費	0	0	0	0	20,000
合 計	22,960,580	31,720,638	32,341,619	27,263,083	26,645,383

Ⅲ 市税総括

1. 令和4年度市税調定額・決算額構成

(1) 令和4年度市税決算(現年・滞繰)

(単位:千円、%)

税 目	調 定 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
市 民 税	2,586,618	49.31	2,521,984	50.00
固 定 資 産 税	1,923,631	36.67	1,804,508	35.77
軽 自 動 車 税	116,504	2.22	114,282	2.27
市 た ば こ 税	354,495	6.76	354,495	7.03
入 湯 税	21,053	0.40	21,053	0.42
都 市 計 画 税	243,793	4.65	227,790	4.52
特別土地保有税	0	0.00	0	0.00
合 計	5,246,094	100.00	5,044,112	100.00

2. 市税の調定額・収入額

(1) 市税調定前年比

(単位:千円、%)

区 分 年 度	現年課税分		滞納繰越分	
	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成30年度	4,862,459	100.63	260,533	92.91
平成31年度	4,791,788	98.55	240,929	92.48
令和2年度	4,670,422	97.47	256,805	106.59
令和3年度	4,627,655	99.08	259,503	101.05
令和4年度	5,059,198	109.33	186,896	72.02

(2)市税(収入済額)が歳入総額に占める年度別比率

(単位:千円、%)

区 分 年 度	市 税 収 入 済 額 (A)	一般会計歳入総額(B)	比率(A)/(B)	市税収入済額の 対前年度比
平成30年度	4,850,824	24,063,346	20.16	100.56
平成31年度	4,758,446	23,116,922	20.58	98.10
令和2年度	4,622,194	31,901,621	14.49	97.14
令和3年度	4,676,237	32,656,864	14.32	101.17
令和4年度	5,044,112	27,421,388	18.39	107.87

3. 年度・税目別調定額の推移

(単位:千円、%)

年 度 税 目		平成30年度			平成31年度		
		調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比
市民税		2,531,497	49.41	103.31	2,427,267	48.23	95.88
	個人	2,151,071	41.99	102.61	2,116,999	42.06	98.42
	現年課税分	2,063,415	40.28	103.24	2,037,576	40.49	98.75
	滞納繰越分	87,656	1.71	89.76	79,423	1.58	90.61
	法人	380,426	7.43	107.44	310,268	6.17	81.56
	現年課税分	366,468	7.15	107.85	298,040	5.92	81.33
	過年度課税分	7,639	0.15	103.66	6,906	0.14	90.40
	滞納繰越分	6,319	0.12	91.63	5,322	0.11	84.22
固定資産税		1,883,958	36.77	97.44	1,900,524	37.76	100.88
	純固定資産税	1,841,854	35.95	97.40	1,856,888	36.90	100.82
	現年課税分	1,701,435	33.21	97.64	1,725,903	34.29	101.44
	過年度課税分	0	0.00	—	0	0.00	—
	滞納繰越分	140,419	2.74	94.59	130,985	2.60	93.28
	国有資産等所在市町村交付金	42,104	0.82	99.03	43,636	0.87	103.64
	現年課税分	42,104	0.82	99.03	43,636	0.87	103.64
軽自動車税		99,294	1.94	102.34	103,103	2.05	103.84
	種別割	99,294	1.94	104.67	101,889	2.02	104.67
	現年課税分	96,652	1.89	102.46	98,771	1.96	102.19
	滞納繰越分	2,642	0.05	97.89	3,118	0.06	118.02
	環境性能割	—	—	—	1,214	0.02	—
	現年課税分	—	—	—	1,214	0.02	—
市たばこ税		338,027	6.60	96.25	332,694	6.61	98.42
	現年課税分	338,027	6.60	96.25	332,694	6.61	98.42
入湯税		20,683	0.40	96.66	20,813	0.41	100.63
	現年課税分	16,724	0.33	95.91	16,854	0.33	100.78
	滞納繰越分	3,959	0.08	—	3,959	0.08	—
都市計画税		249,533	4.87	96.42	248,316	4.93	99.51
	現年課税分	229,995	4.49	96.61	230,194	4.57	100.09
	過年度課税分	0	0.00	—	0	0.00	—
	滞納繰越分	19,538	0.38	94.25	18,122	0.36	92.75
市税合計		5,122,992	100.00	100.21	5,032,717	100.00	98.24
	現年課税分	4,854,820	94.77	100.63	4,784,882	95.08	98.56
	過年度課税分	7,639	0.15	103.66	6,906	0.14	90.40
	滞納繰越分	260,533	5.09	92.91	240,929	4.79	92.48

(単位:千円、%)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比
2,313,812	46.96	95.33	2,395,116	49.01	103.51	2,586,618	49.31	108.00
2,024,891	41.10	95.65	2,040,558	41.75	100.77	2,275,033	43.37	111.49
1,938,718	39.35	95.15	1,960,768	40.12	101.14	2,213,212	42.19	112.87
86,173	1.75	108.50	79,790	1.63	92.59	61,821	1.18	77.48
288,921	5.86	93.12	354,558	7.25	122.72	311,585	5.94	87.88
269,845	5.48	90.54	334,461	6.84	123.95	301,588	5.75	90.17
13,861	0.28	200.71	8,680	0.18	62.62	5,664	0.11	65.25
5,215	0.11	97.99	11,417	0.23	218.93	4,333	0.08	37.95
1,931,978	39.21	101.66	1,792,995	36.69	92.81	1,923,631	36.67	107.29
1,887,290	38.30	101.64	1,746,666	35.74	92.55	1,885,882	35.95	107.97
1,744,638	35.41	101.09	1,600,765	32.75	91.75	1,781,440	33.96	111.29
0	0.00	－	0	0.00	－	0	0.00	－
142,652	2.90	108.91	145,901	2.99	102.28	104,442	1.99	71.58
44,688	0.91	102.41	46,329	0.95	103.67	37,749	0.72	81.48
44,688	0.91	102.41	46,329	0.95	103.67	37,749	0.72	81.48
108,119	2.19	104.87	110,759	2.27	102.44	116,504	2.22	105.19
104,388	2.12	104.67	105,774	2.16	104.67	107,852	2.06	101.96
101,145	2.05	102.40	103,112	2.11	101.94	105,714	2.02	102.52
3,243	0.07	104.01	2,662	0.05	82.08	2,138	0.04	80.32
3,731	0.08	307.33	4,985	0.10	133.61	8,652	0.16	173.56
3,731	0.08	307.33	4,985	0.10	133.61	8,652	0.16	173.56
315,405	6.40	94.80	339,104	6.94	107.51	354,495	6.76	104.54
315,405	6.40	94.80	339,104	6.94	107.51	354,495	6.76	104.54
7,528	0.15	36.17	13,272	0.27	176.30	21,053	0.40	158.63
7,528	0.15	44.67	13,272	0.27	176.30	21,053	0.40	158.63
0	0.00	－	0	0.00	－	0	0.00	－
250,385	5.08	100.83	235,912	4.83	94.22	243,793	4.65	103.34
230,863	4.69	100.29	216,179	4.42	93.64	229,631	4.38	106.22
0	0.00	－	0	0.00	－	0	0.00	－
19,522	0.40	107.73	19,733	0.40	101.08	14,162	0.27	71.77
4,927,227	100.00	97.90	4,887,158	100.00	99.19	5,246,094	100.00	107.34
4,656,561	94.51	97.32	4,618,975	94.51	99.19	5,053,534	96.33	109.41
13,861	0.28	200.71	8,680	0.18	62.62	5,664	0.11	65.25
256,805	5.21	106.59	259,503	5.31	101.05	186,896	3.56	72.02

4. 市税年度別収納状況

(単位:円、%)

年 度 税 目		平成30年度				平成31年度			
		調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比
市民税		2,531,497,450	2,442,231,300	96.47	103.88	2,427,266,662	2,330,942,627	96.03	95.44
個人		2,151,071,047	2,068,556,364	96.16	103.23	2,116,998,910	2,026,491,027	95.72	97.97
	現年課税分	2,063,414,859	2,042,894,635	99.01	103.25	2,037,576,313	2,006,746,871	98.49	98.23
	滞納繰越分	87,656,188	25,661,729	29.28	101.64	79,422,597	19,744,156	24.86	76.94
	法人	380,426,403	373,674,936	98.23	107.66	310,267,752	304,451,600	98.13	81.47
法人	現年課税分	366,468,600	365,237,200	99.66	107.76	298,040,000	297,067,500	99.67	81.34
	過年度課税分	7,639,500	7,266,500	95.12	103.45	6,905,700	6,680,700	96.74	91.94
	滞納繰越分	6,318,303	1,171,236	18.54	103.12	5,322,052	703,400	13.22	60.06
固定資産税		1,883,957,903	1,729,659,012	91.81	97.53	1,900,523,901	1,750,501,665	92.11	101.21
純固定資産税		1,841,854,203	1,687,555,312	91.62	97.49	1,856,887,701	1,706,865,465	91.92	101.14
	現年課税分	1,701,434,900	1,677,637,218	98.60	97.70	1,725,902,400	1,699,138,852	98.45	101.28
	過年度課税分	0	0	-	-	0	0	-	-
	滞納繰越分	140,419,303	9,918,094	7.06	71.08	130,985,301	7,726,613	5.90	77.90
国有資産等所在市町村交付金		42,103,700	42,103,700	100.00	99.03	43,636,200	43,636,200	100.00	103.64
	現年課税分	42,103,700	42,103,700	100.00	99.03	43,636,200	43,636,200	100.00	103.64
軽自動車税		99,293,721	96,024,687	96.71	102.02	103,103,134	99,760,415	96.76	103.89
種別割		99,293,721	96,024,687	96.71	102.02	101,889,034	98,546,315	96.72	102.63
	現年課税分	96,651,500	95,210,687	98.51	102.36	98,770,900	97,542,400	98.76	102.45
	滞納繰越分	2,642,221	814,000	30.81	73.55	3,118,134	1,003,915	32.20	123.33
環境性能割		-	-	-	-	1,214,100	1,214,100	100.00	-
	現年課税分	-	-	-	-	1,214,100	1,214,100	100.00	-
市たばこ税		338,026,604	338,026,604	100.00	96.25	332,693,788	332,693,788	100.00	98.42
	現年課税分	338,026,604	338,026,604	100.00	96.25	332,693,788	332,693,788	100.00	98.42
入湯税		20,683,650	16,724,400	80.86	95.91	20,813,550	16,854,300	80.98	100.78
	現年課税分	16,724,400	16,724,400	100.00	95.91	16,854,300	16,854,300	100.00	100.78
	滞納繰越分	3,959,250	0	-	-	3,959,250	0	-	-
都市計画税		249,533,259	228,158,491	91.43	96.45	248,316,473	227,693,863	91.70	99.80
	現年課税分	229,995,400	226,778,493	98.60	96.67	230,194,500	226,624,877	98.45	99.93
	過年度課税分	0	0	-	-	0	0	-	-
	滞納繰越分	19,537,859	1,379,998	7.06	70.83	18,121,973	1,068,986	5.90	77.46
市税合計		5,122,992,587	4,850,824,494	94.69	100.56	5,032,717,508	4,758,446,658	94.55	98.10
	現年課税分	4,854,819,963	4,804,612,937	98.97	100.65	4,784,882,501	4,721,518,888	98.68	98.27
	過年度課税分	7,639,500	7,266,500	95.12	103.45	6,905,700	6,680,700	96.74	91.94
	滞納繰越分	260,533,124	38,945,057	14.95	89.75	240,929,307	30,247,070	12.55	77.67

※各年度決算書より

(単位:円、%)

令和2年度				令和3年度				令和4年度			
調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比
2,313,811,580	2,219,572,725	95.93	95.22	2,395,116,431	2,325,485,830	97.09	104.77	2,586,617,788	2,521,983,965	97.50	108.45
2,024,890,728	1,942,919,225	95.95	95.88	2,040,558,531	1,976,519,930	96.86	101.73	2,275,032,688	2,215,381,165	97.38	112.08
1,938,717,638	1,916,644,577	98.86	95.51	1,960,768,146	1,949,213,516	99.41	101.70	2,213,211,902	2,200,062,264	99.41	112.87
86,173,090	26,274,648	30.49	133.08	79,790,385	27,306,414	34.22	103.93	61,820,786	15,318,901	24.78	56.10
288,920,852	276,653,500	95.75	90.87	354,557,900	348,965,900	98.42	126.14	311,585,100	306,602,800	98.40	87.86
269,845,000	262,634,500	97.33	88.41	334,460,900	333,835,800	99.81	127.11	301,588,000	300,877,300	99.76	90.13
13,860,900	13,215,700	95.35	197.82	8,680,600	8,433,600	97.15	63.82	5,664,000	5,184,000	91.53	61.47
5,214,952	803,300	15.40	114.20	11,416,400	6,696,500	58.66	833.62	4,333,100	541,500	12.50	8.09
1,931,978,199	1,748,790,383	90.52	99.90	1,792,995,284	1,670,639,670	93.18	95.53	1,923,631,490	1,804,507,546	93.81	108.01
1,887,289,999	1,704,102,183	90.29	99.84	1,746,666,484	1,624,310,870	92.99	95.32	1,885,882,790	1,766,758,846	93.68	108.77
1,744,637,700	1,690,862,587	96.92	99.51	1,600,765,400	1,582,033,543	98.83	93.56	1,781,440,200	1,759,022,475	98.74	111.19
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
142,652,299	13,239,596	9.28	171.35	145,901,084	42,277,327	28.98	319.32	104,442,590	7,736,371	7.41	18.30
44,688,200	44,688,200	100.00	102.41	46,328,800	46,328,800	100.00	103.67	37,748,700	37,748,700	100.00	81.48
44,688,200	44,688,200	100.00	102.41	46,328,800	46,328,800	100.00	103.67	37,748,700	37,748,700	100.00	81.48
108,119,219	105,338,310	97.43	105.59	110,758,809	108,304,890	97.78	102.82	116,503,719	114,282,503	98.09	105.52
104,388,119	101,607,210	97.34	103.11	105,773,909	103,319,990	97.68	101.69	107,851,319	105,630,103	97.94	102.24
101,145,500	100,247,510	99.11	102.77	103,112,000	102,369,800	99.28	102.12	105,713,500	104,947,879	99.28	102.52
3,242,619	1,359,700	41.93	135.44	2,661,909	950,190	35.70	69.88	2,137,819	682,224	31.91	71.80
3,731,100	3,731,100	100.00	307.31	4,984,900	4,984,900	100.00	133.60	8,652,400	8,652,400	100.00	173.57
3,731,100	3,731,100	100.00	307.31	4,984,900	4,984,900	100.00	133.60	8,652,400	8,652,400	100.00	173.57
315,405,197	315,405,197	100.00	94.80	339,104,458	339,104,458	100.00	107.51	354,495,231	354,495,231	100.00	104.54
315,405,197	315,405,197	100.00	94.80	339,104,458	339,104,458	100.00	107.51	354,495,231	354,495,231	100.00	104.54
7,528,350	7,528,350	100.00	44.67	13,271,700	13,271,700	100.00	176.29	21,053,400	21,053,400	100.00	158.63
7,528,350	7,528,350	100.00	44.67	13,271,700	13,271,700	100.00	176.29	21,053,400	21,053,400	100.00	158.63
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
250,384,941	225,558,926	90.08	99.06	235,911,723	219,366,788	92.99	97.25	243,792,492	227,789,840	93.44	103.84
230,863,000	223,747,090	96.92	98.73	216,178,400	213,648,721	98.83	95.49	229,630,500	226,740,819	98.74	106.13
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
19,521,941	1,811,836	9.28	169.49	19,733,323	5,718,067	28.98	315.60	14,161,992	1,049,021	7.41	18.35
4,927,227,486	4,622,193,891	93.81	97.14	4,887,158,405	4,676,173,336	95.68	101.17	5,246,094,120	5,044,112,485	96.15	107.87
4,656,561,685	4,565,489,111	98.04	96.70	4,618,974,704	4,584,791,238	99.26	100.42	5,053,533,833	5,013,600,468	99.21	109.35
13,860,900	13,215,700	95.35	197.82	8,680,600	8,433,600	97.15	63.82	5,664,000	5,184,000	91.53	61.47
256,804,901	43,489,080	16.93	143.78	259,503,101	82,948,498	31.96	190.73	186,896,287	25,328,017	13.55	30.53

※各年度決算書より(還付未済を除く)

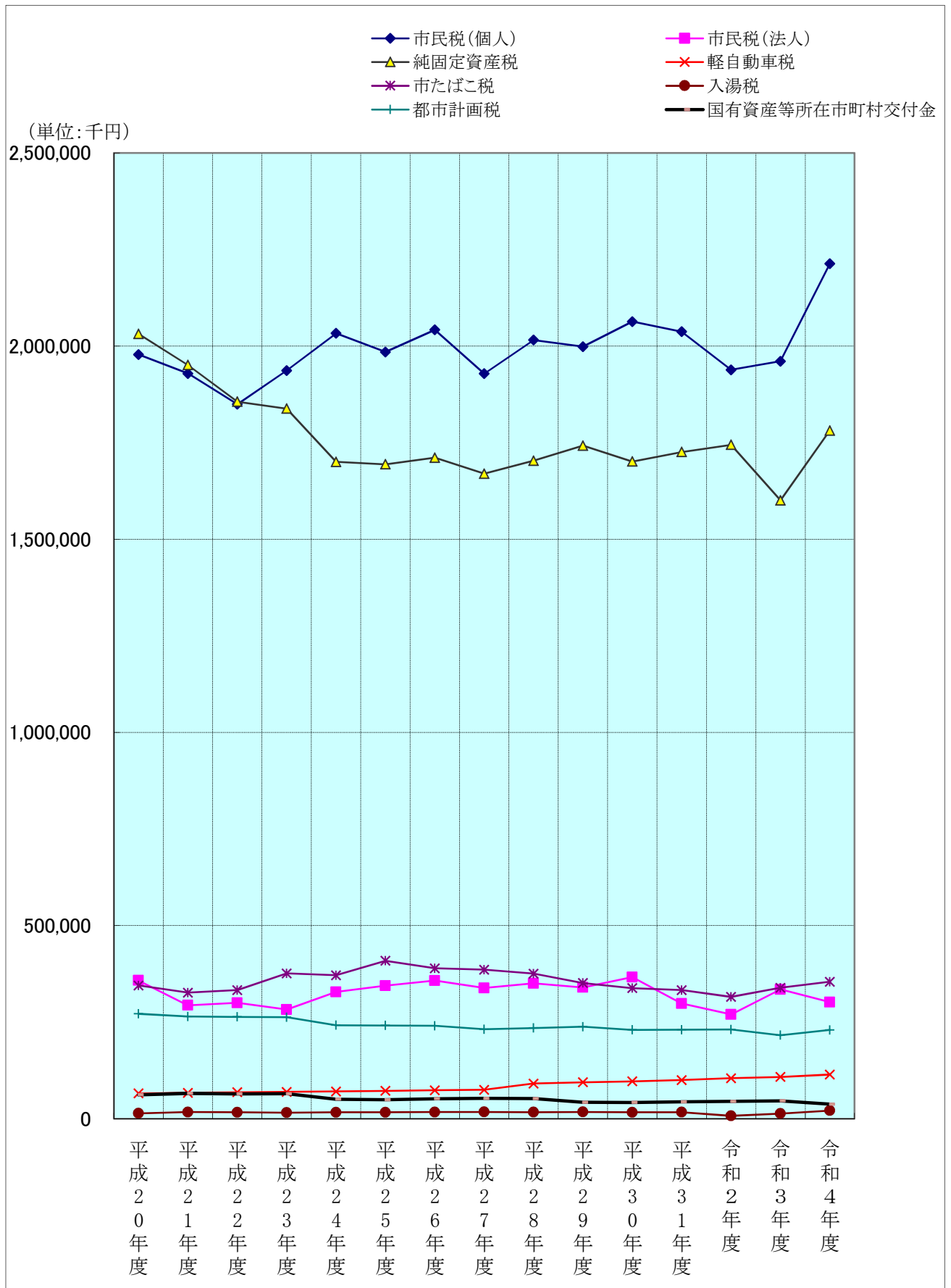
5. 令和4年度市税の決算

(単位:円、%)

税 目		予算現額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
								本年度	前年度
市民税		2,262,823,000	2,586,617,788	2,521,983,965	0	2,935,031	61,698,792	97.50	97.09
個人	個人	2,012,713,000	2,275,032,688	2,215,381,165	0	2,635,031	57,016,492	97.38	96.86
	現年課税分	1,995,685,000	2,213,211,902	2,200,062,264	0	129,053	13,020,585	99.41	99.41
	滞納繰越分	17,028,000	61,820,786	15,318,901	0	2,505,978	43,995,907	24.78	34.22
	法人	250,110,000	311,585,100	306,602,800	0	300,000	4,682,300	98.40	98.42
	現年課税分	243,098,000	301,588,000	300,877,300	0	0	710,700	99.76	99.81
	過年度課税分	5,952,000	5,664,000	5,184,000	0	0	480,000	91.53	97.15
	滞納繰越分	1,060,000	4,333,100	541,500	0	300,000	3,491,600	12.50	58.66
固定資産税		1,770,646,000	1,923,631,490	1,804,507,546	0	19,183,694	99,940,250	93.81	93.18
純固定資産税	純固定資産税	1,732,898,000	1,885,882,790	1,766,758,846	0	19,183,694	99,940,250	93.68	92.99
	現年課税分	1,725,421,000	1,781,440,200	1,759,022,475	0	0	22,417,725	98.74	98.83
	過年度課税分	0	0	0	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	7,477,000	104,442,590	7,736,371	0	19,183,694	77,522,525	7.41	28.98
	国有資産等所在 市町村交付金	37,748,000	37,748,700	37,748,700	0	0	0	100.00	100.00
	現年課税分	37,748,000	37,748,700	37,748,700	0	0	0	100.00	100.00
軽自動車税		111,940,000	116,503,719	114,282,503	12,900	180,100	2,054,016	98.08	97.78
種別割	種別割	104,466,000	107,851,319	105,630,103	12,900	180,100	2,054,016	97.93	97.68
	現年課税分	103,712,000	105,713,500	104,947,879	12,900	5,900	772,621	99.26	99.28
	滞納繰越分	754,000	2,137,819	682,224	0	174,200	1,281,395	31.91	35.70
	環境性能割	7,474,000	8,652,400	8,652,400	0	0	0	100.00	100.00
現年課税分	現年課税分	7,474,000	8,652,400	8,652,400	0	0	0	100.00	100.00
	市たばこ税		345,356,000	354,495,231	354,495,231	0	0	0	100.00
現年課税分	現年課税分	345,356,000	354,495,231	354,495,231	0	0	0	100.00	100.00
入湯税		11,656,000	21,053,400	21,053,400	0	0	0	100.00	100.00
現年課税分	現年課税分	11,656,000	21,053,400	21,053,400	0	0	0	100.00	100.00
都市計画税		226,410,000	243,792,492	227,789,840	0	2,601,231	13,401,421	93.44	92.99
現年課税分	現年課税分	225,398,000	229,630,500	226,740,819	0	0	2,889,681	98.74	98.83
	過年度課税分	0	0	0	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	1,012,000	14,161,992	1,049,021	0	2,601,231	10,511,740	7.41	28.98
市税合計		4,728,831,000	5,246,094,120	5,044,112,485	12,900	24,900,056	177,094,479	96.15	95.68
現年課税分	現年課税分	4,695,548,000	5,053,533,833	5,013,600,468	12,900	134,953	39,811,312	99.21	99.26
	過年度課税分	5,952,000	5,664,000	5,184,000	0	0	480,000	91.53	97.15
	滞納繰越分	27,331,000	186,896,287	25,328,017	0	24,765,103	136,803,167	13.55	31.96

※各年度決算書より

6. 税目別調定額(現年課税分)の推移



7. 税務課機構図及び事務分掌

企画総務部長

市 民 税 係 6 名（係長 1・係 5）

- （1）市民税の課税標準額の調査及び賦課額算定についての事項
- （2）市民税の調定及び調定の通知についての事項
- （3）市たばこ税、軽自動車税及び入湯税についての事項
- （4）市税の課税状況調についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）市民税の証明についての事項
- （7）網走市固定資産評価審査委員会についての事項
- （8）課内他係の主管に属しない事項

税務課長

固定資産税係 6 名（係長 1・係 4・会計年度任用職員 1）

- （1）固定資産の評価事務についての事項
- （2）固定資産税及び都市計画税の課税標準額の調査並びに賦課額算定についての事項
- （3）固定資産税及び都市計画税の調定及び調定の通知についての事項
- （4）固定資産税に係る概要調書についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）固定資産税の証明についての事項

納 税 係 10 名（係長 1・係 8・会計年度任用職員 1）

- （1）市税及び国民健康保険料並びに後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納入督促及び徴収についての事項
- （2）市税及び保険料の徴収嘱託及び受託についての事項
- （3）市税及び保険料の納期限延長及び徴収猶予についての事項
- （4）市税及び保険料その他法令に定める収入金の滞納処分についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）市税及び保険料の決算についての事項
- （7）市税及び保険料の還付についての事項
- （8）市税及び保険料の納税証明についての事項
- （9）庁内債権管理の方策についての事項

（令和5年4月1日現在）

IV 市民税

1. 個人市民税の概要

(1) 年度別納税義務者数

1) 納税義務者数

(単位:人)

年度 区分		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
賦課期日人口		35,268	34,646	34,109	33,628	33,034
合計	均等割・所得割の者	16,532	16,531	16,340	16,163	16,088
	均等割のみの者	1,642	1,621	1,567	1,583	1,522
	計	18,174	18,152	17,907	17,746	17,610
うち 給与 特 徴	均等割・所得割の者	9,638	9,740	9,692	9,717	9,941
	均等割のみの者	344	352	380	355	289
	計	9,982	10,092	10,072	10,072	10,230

※課税状況調より 各年7月1日現在

2) 調定額の推移

(単位:千円)

年度 区分		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	均 等 割	63,611	63,534	62,676	62,114	61,636
	所 得 割	1,951,416	1,859,541	1,880,865	2,125,789	2,180,379
	計	2,015,027	1,923,075	1,943,541	2,187,903	2,242,015
うち 給与 特 徴	均 等 割	34,937	35,322	35,252	35,252	34,794
	所 得 割	1,170,042	1,176,018	1,156,908	1,186,347	1,198,716
	計	1,204,979	1,211,340	1,192,160	1,221,599	1,233,510

※課税状況調より 各年7月1日現在

3) 特別徴収義務者数

(単位:人)

年度 区分		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与特徴に係る分		1,055	1,073	1,067	1,061	1,051
年金特徴に係る分		7	6	5	5	5
合 計		1,062	1,079	1,072	1,066	1,056

※課税状況調より 各年7月1日現在

(2) 所得区分別納税義務者

(単位:人、千円)

1. 個人住民税		均等割のみを 納める者		所得割のみを 納める者		均等割と所得割を 納める者			合 計				
		納税義務 者数	均等割額	納税義務 者数	所得割額	納税義務 者数	均等割額	所得割額	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務 者数
									納税義務 者数	均等割額	納税義務 者数	所得割額	
平成 31 年度	給与所得者	816	2,856	-	-	13,593	47,576	1,467,247	14,409	50,432	13,593	1,467,247	14,409
	営業等所得者	93	326	-	-	678	2,373	303,190	771	2,699	678	303,190	771
	農業所得者	17	60	-	-	263	921	80,425	280	981	263	80,425	280
	その他の所得者	716	2,506	-	-	1,998	6,993	100,554	2,714	9,499	1,998	100,554	2,714
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,642	5,748	-	-	16,532	57,863	1,951,416	18,174	63,611	16,532	1,951,416	18,174
令和 2 年度	給与所得者	796	2,786	-	-	13,597	47,590	1,475,786	14,393	50,376	13,597	1,475,786	14,393
	営業等所得者	86	301	-	-	705	2,468	192,369	791	2,769	705	192,369	791
	農業所得者	10	35	-	-	283	991	94,009	293	1,026	283	94,009	293
	その他の所得者	729	2,552	-	-	1,946	6,811	97,377	2,675	9,363	1,946	97,377	2,675
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,621	5,674	-	-	16,531	57,860	1,859,541	18,152	63,534	16,531	1,859,541	18,152
令和 3 年度	給与所得者	767	2,685	-	-	13,392	46,872	1,447,931	14,159	49,557	13,392	1,447,931	14,159
	営業等所得者	87	305	-	-	716	2,506	235,072	803	2,811	716	235,072	803
	農業所得者	13	46	-	-	266	931	98,226	279	977	266	98,226	279
	その他の所得者	700	2,450	-	-	1,966	6,881	99,636	2,666	9,331	1,966	99,636	2,666
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,567	5,486	-	-	16,340	57,190	1,880,865	17,907	62,676	16,340	1,880,865	17,907
令和 4 年度	給与所得者	779	2,727	-	-	13,281	46,484	1,466,601	14,060	49,211	13,281	1,466,601	14,060
	営業等所得者	83	291	-	-	678	2,373	425,023	761	2,664	678	425,023	761
	農業所得者	6	21	-	-	259	907	105,214	265	928	259	105,214	265
	その他の所得者	715	2,503	-	-	1,945	6,808	128,951	2,660	9,311	1,945	128,951	2,660
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,583	5,542	-	-	16,163	56,572	2,125,789	17,746	62,114	16,163	2,125,789	17,746
令和 5 年度	給与所得者	706	2,471	-	-	13,304	46,564	1,496,527	14,010	49,035	13,304	1,496,527	14,010
	営業等所得者	104	364	-	-	657	2,300	448,436	761	2,664	657	448,436	761
	農業所得者	6	21	-	-	252	882	90,120	258	903	252	90,120	258
	その他の所得者	706	2,471	-	-	1,875	6,563	145,296	2,581	9,034	1,875	145,296	2,581
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,522	5,327	-	-	16,088	56,309	2,180,379	17,610	61,636	16,088	2,180,379	17,610

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 所得区分別所得割納税義務者

(単位:人)

区分 \ 年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給 与	13,593	13,597	13,392	13,281	13,304
営 業 等	678	705	716	678	657
農 業	263	283	266	259	252
そ の 他	1,998	1,946	1,966	1,945	1,875
分 離 譲 渡	118	109	119	132	117
計	16,650	16,640	16,459	16,295	16,205

※課税状況調より 各年7月1日現在

(4) 所得区分別所得割額

(単位:千円)

区分 \ 年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給 与	1,467,247	1,475,786	1,447,931	1,466,601	1,496,527
営 業 等	303,190	192,369	235,072	425,023	448,436
農 業	80,425	94,009	98,226	105,214	90,120
そ の 他	100,554	97,377	99,636	128,951	145,296
分 離 譲 渡	37,144	20,147	37,359	60,741	99,885
計	1,988,560	1,879,688	1,918,224	2,186,530	2,280,264

※課税状況調より 各年7月1日現在

(5) 令和5年度段階別所得割額課税状況

(単位:人、千円)

段階 \ 区分	納税義務者数	総所得金額等	所得控除額	課税標準額	算出税額
10万円以下の金額	654	476,367	455,628	90,485	3,656
10万円を超え100万円以下	5,174	7,421,208	4,581,069	2,861,740	170,872
100万円 " 200万円 "	4,713	12,096,026	5,225,295	6,897,917	412,881
200万円 " 300万円 "	2,483	9,521,502	3,458,721	6,123,684	365,544
300万円 " 400万円 "	1,454	7,473,780	2,452,322	5,096,169	303,467
400万円 " 550万円 "	786	5,099,081	1,510,248	3,687,505	218,256
550万円 " 700万円 "	242	1,985,346	491,911	1,494,518	89,629
700万円 " 1,000万円 "	193	2,025,613	419,256	1,608,272	96,431
1,000万円を超える金額	389	10,523,805	737,050	11,350,254	634,095
合 計	16,088	56,622,728	19,331,500	39,210,544	2,294,831

※「算出税額」は、税額控除を行う前の税額

※課税状況調より 各年7月1日現在

(6) 所得控除別納税義務者

(単位:人)

所得控除の種別		納税義務者数				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雑損控除		2	1	1	1	0
医療費控除		1,580	1,587	1,457	1,424	1,385
社会保険控除		15,702	15,671	15,521	15,438	15,387
小規模企業共済等控除		453	512	616	697	756
生命保険控除(新旧)		12,441	12,453	12,384	12,274	12,175
	うち個人年金分(新旧)	2,008	1,991	1,940	1,969	1,968
	うち介護医療保険分	9,152	9,625	9,909	10,180	10,331
地震保険控除		2,174	2,284	2,349	2,439	2,523
	うち長期分	93	75	60	60	57
障害者控除	普通	378	387	385	368	376
	特別	237	229	232	246	240
寡婦控除		346	351	150	146	132
寡夫控除		32	32	-	-	-
ひとり親控除		-	-	240	245	248
勤労学生控除		1	1	2	0	0
配偶者控除	(一般)	2,725	2,545	2,443	2,352	2,140
	(老人)	597	671	685	680	691
配偶者特別控除		839	888	859	817	849
扶養控除	一般	1,119	1,111	1,059	1,081	1,047
	特定	580	587	570	574	592
	老人	188	188	181	165	164
	同居老親等	496	487	479	453	420
扶養親族等の納税義務者別	なし	10,837	10,889	10,841	10,779	10,880
	1人	3,136	3,191	3,151	3,082	3,021
	2人	1,448	1,416	1,326	1,358	1,326
	3人	836	769	773	714	655
	4人	222	223	208	191	172
	5人以上	53	43	41	39	34
青色申告者		1,151	1,113	1,144	1,164	1,174

※課税状況調より 各年7月1日現在

(7) 税額控除別納税義務者

(単位:人)

(単位:人)

税額控除の種別		納税義務者数				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配当控除		365	358	368	353	337
住宅借入金等特別税額控除		397	413	431	413	396
寄附金税額控除		557	593	804	1,164	1,541
外国税額控除		-	-	6	5	5
配当割額の控除		70	58	55	53	64
株式等譲渡所得割額の控除		21	26	25	31	25

※課税状況調より 各年7月1日現在

2. 法人市民税の課税状況

(1) 年度別法人事業所数

(単位:件)

区分 \ 年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人事業所	1,010	991	990	985	947

※課税状況調より 各年7月1日現在

(2) 年度別調定額(現年度)

(単位:千円、%)

区 分 \ 年 度	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
均 等 割	125,345	98.90	122,161	97.46	121,575	99.52	124,834	102.68
法 人 税 割	190,564	84.02	176,516	92.63	186,959	105.92	188,155	100.64
計	315,909	89.36	298,677	94.55	308,534	103.30	312,989	101.44

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 均等割区分別法人数(令和4年度)

(単位:円、件、%)

区 分			税 額	納 税 義務者数	構成比	納税義務者数 前年比
資本等の金額		市内の従業者数				
1号法人	1千万円以下の法人	50人以下	60,000	613	66.41	98.39
2号法人		50人超	144,000	3	0.33	100.00
3号法人	1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000	175	18.96	98.31
4号法人		50人超	180,000	17	1.84	100.00
5号法人	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000	46	4.98	95.83
6号法人		50人超	480,000	8	0.87	100.00
7号法人	10億円を超える法人	50人以下	492,000	57	6.18	95.00
8号法人	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	2,100,000	2	0.22	100.00
9号法人	50億円を超える法人	50人超	3,600,000	2	0.22	100.00
合 計		—	—	923	100.00	98.09
均等割法人数の合計 (令和3年度)		—	—	941	—	—

※課税状況調より 各年7月1日現在

(4) 法人区分別法人税割内訳(令和4年度)

(単位:件、千円、%)

法人区分	法人数	法人税割	法人税割前年比
市外本店分割法人	180	68,011	67.02
市内本店分割法人	40	29,359	79.05
単独法人	253	77,788	98.09
合計	473	175,158	80.38
法人税割の合計(令和3年度)	446	217,920	—

※課税状況調より 7月1日現在

(5) 法人号数別法人税割内訳(令和4年度)

(単位:件、千円、%)

号数	法人数	法人税割	法人税割前年比
1号法人	262	25,412	77.37
2号法人	3	14,867	167.23
3号法人	104	29,243	81.35
4号法人	9	38,392	121.24
5号法人	39	7,078	117.65
6号法人	7	16,639	91.94
7号法人	44	18,355	81.25
8号法人	3	23,154	37.48
9号法人	2	2,018	2,018.00
合計	473	175,158	80.38

※課税状況調より 7月1日現在

(6) 産業分類別法人市民税調定額(現年度分)

(単位:千円、%)

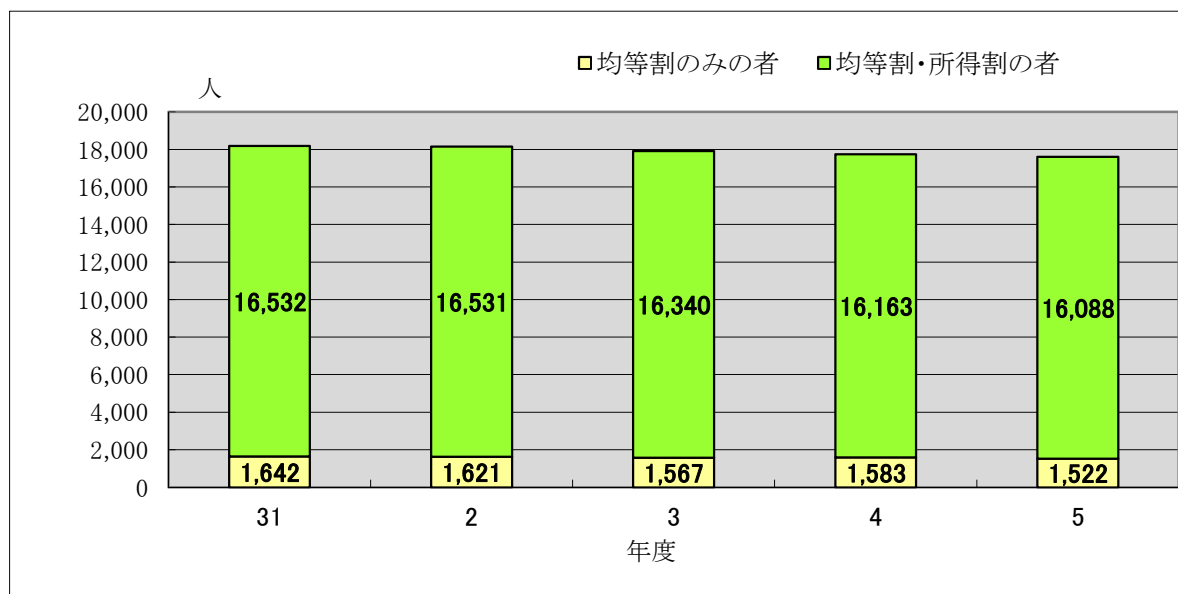
産業分類	令和2年度	令和3年度	前年比	令和4年度	前年比
農業	27,412	64,448	235.11	30,369	47.12
林業	2,642	2,325	88.00	1,968	84.65
漁業	6,566	4,175	63.59	8,796	210.68
鉱業	332	274	82.53	291	106.20
建設業	44,204	59,170	133.86	45,389	76.71
製造業	26,003	44,046	169.39	61,663	140.00
卸小売業	59,627	61,752	103.56	60,717	98.32
金融・保険業	28,554	20,165	70.62	20,503	101.68
不動産業	5,222	5,258	100.69	5,344	101.64
運輸・通信業	9,099	10,269	112.86	6,216	60.53
電気・ガス水道業	2,218	5,081	229.08	2,462	48.46
サービス業	57,966	57,498	99.19	57,870	100.65
合計	269,845	334,461	123.95	301,588	90.17
※うち、均等割額	118,292	118,412	100.10	118,412	100.00

※過年度分・滞納繰越分の調定額は含まない。

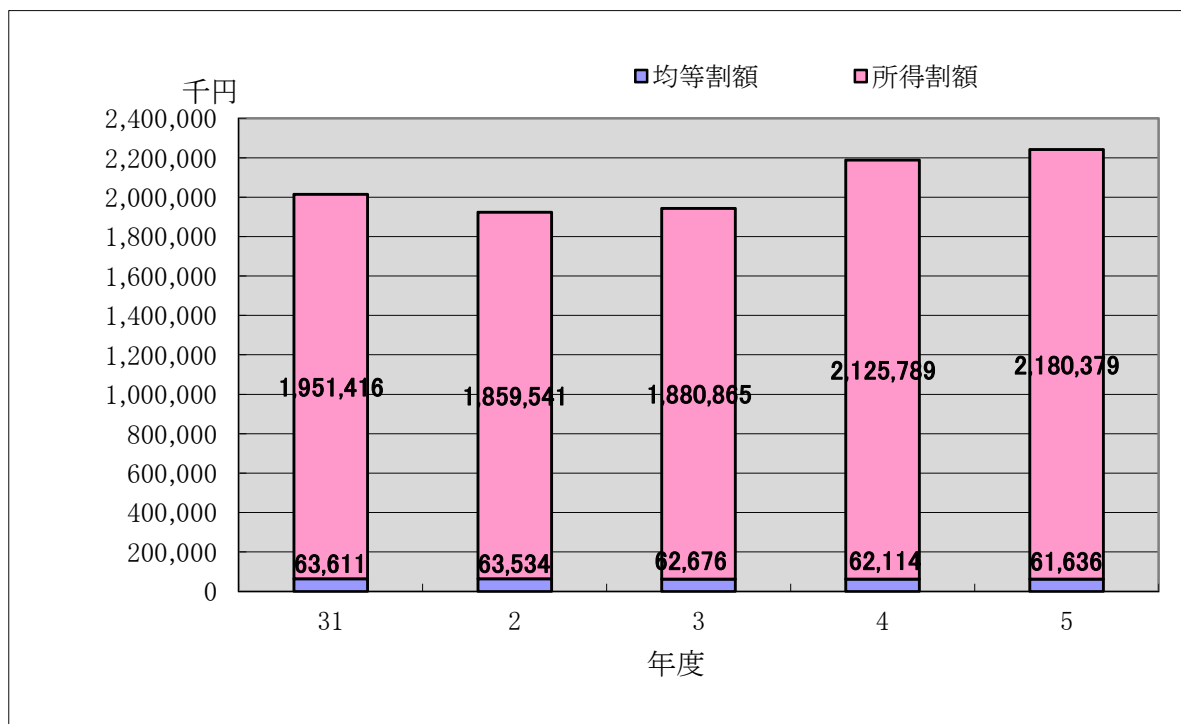
※決算書より

3. 市民税関係グラフ

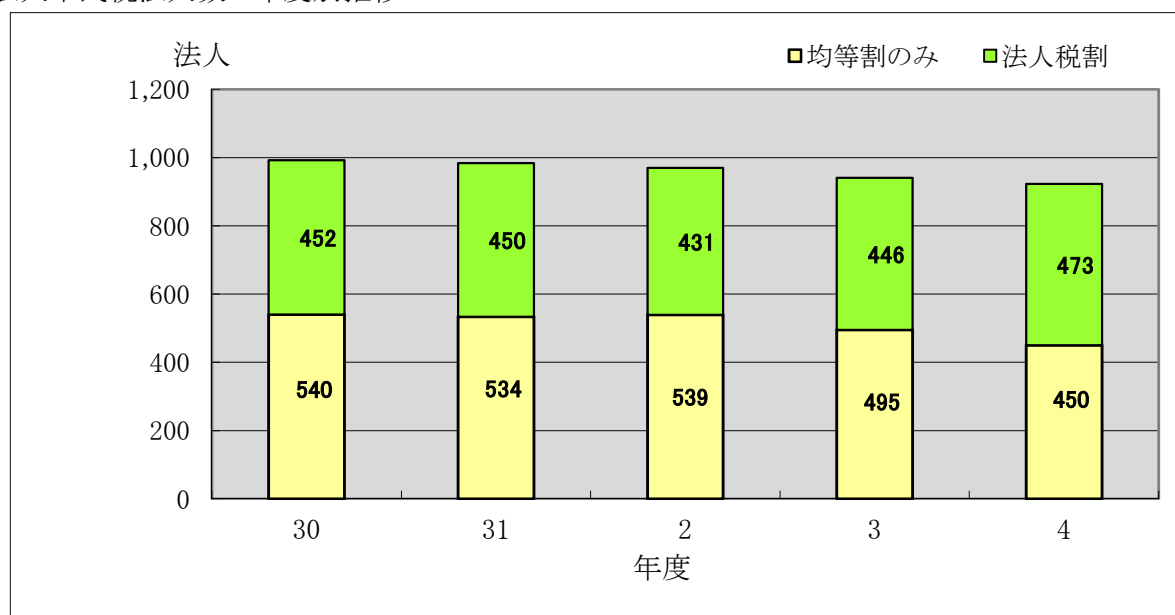
(1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移



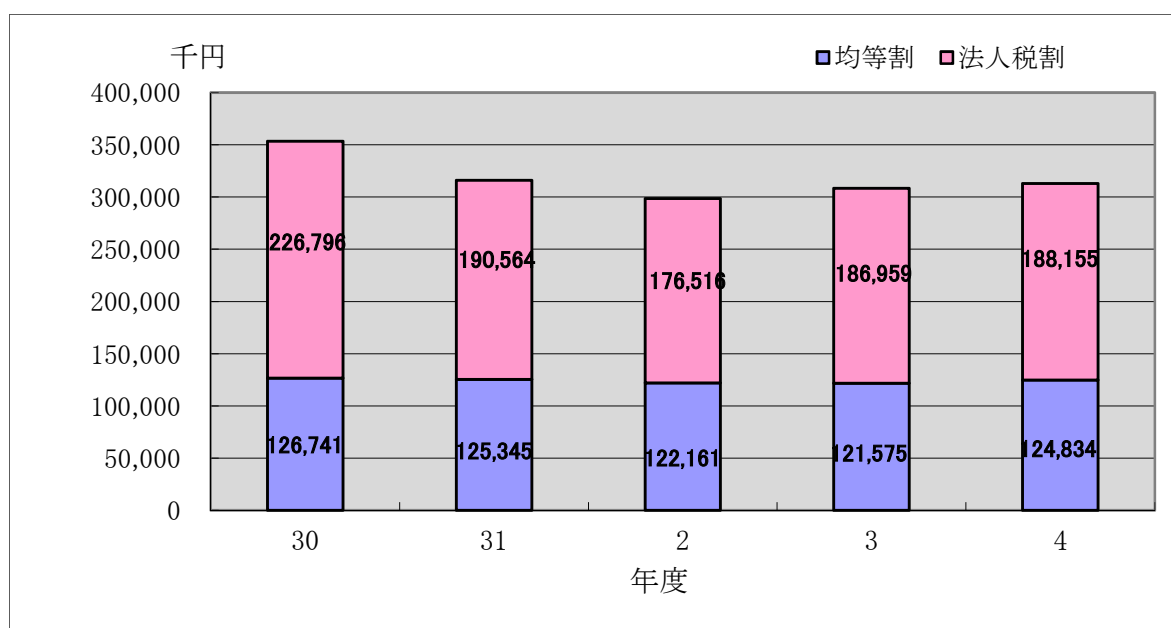
(2) 個人市民税調定額の年度別推移



(3) 法人市民税法人数の年度別推移



(4) 法人市民税調定額の年度別推移



V 固定資産税

1. 土地・家屋等の状況

(1) 土地・家屋の推移(各年1月1日現在)

(単位:筆、棟)

	土 地	家 屋
平成31年度	61,831	19,323
令和2年度	61,954	19,297
令和3年度	62,141	19,223
令和4年度	62,356	19,039
令和5年度	62,495	18,956

(評価筆・棟数の総数)

(2) 納税義務者の推移(各年1月1日現在)

(単位:人)

	土 地	家 屋	償却資産
平成31年度	9,750	9,718	858
令和2年度	9,745	10,660	866
令和3年度	9,674	10,599	818
令和4年度	9,684	10,667	893
令和5年度	9,669	10,653	931

(法定免税点以上)

(3) 課税標準額と評価額の推移(各年1月1日現在)

(単位:千円、%)

	土 地				家 屋			
	課税標準額	前年比	評価額	前年比	課税標準額	前年比	評価額	前年比
平成31年度	25,882,010	99.2%	58,566,348	99.4%	72,009,170	102.6%	72,421,710	102.6%
令和2年度	25,921,387	100.2%	58,708,189	100.2%	72,453,142	100.6%	72,817,309	100.5%
令和3年度	25,084,840	96.8%	56,733,769	96.6%	64,030,859	88.4%	65,643,073	90.1%
令和4年度	25,137,289	100.2%	56,862,369	100.2%	72,062,108	112.5%	72,423,241	110.3%
令和5年度	25,086,441	99.8%	56,875,462	100.0%	72,846,818	101.1%	73,207,951	101.1%

(法定免税点以上)

	償却資産				合 計			
	課税標準額	前年比	評価額	前年比	課税標準額	前年比	評価額	前年比
平成31年度	28,104,891	103.2%	29,543,904	102.3%	125,996,071	102.0%	160,531,962	101.3%
令和2年度	31,199,451	111.0%	33,404,275	113.1%	129,573,980	102.8%	164,929,773	102.7%
令和3年度	29,526,227	94.6%	31,624,191	94.7%	118,641,926	91.6%	154,001,033	93.4%
令和4年度	32,257,012	109.2%	34,246,800	108.3%	129,456,409	109.1%	163,532,410	106.2%
令和5年度	35,442,930	109.9%	39,278,894	114.7%	133,376,189	103.0%	169,362,307	103.6%

(法定免税点以上)

※各年度概要調書より抜粋

【法定免税点】

同一市町村の区域内にあり、同一人の所有する固定資産に係る固定資産税の課税標準額が、次の額未満の場合には、固定資産税が免除され、これ以上の場合は、その全額について課税される。(地方税法第351条)

(土地) 30万円、(家屋) 20万円、(償却資産) 150万円 ※それぞれ課税標準額の合計額

2. 固定資産税の課税状況

(1) 土地

年 度 区 分		令和3年度					
		地 積 ㎡	筆 数 筆	決 定 価 格 千円	課税標準額 千円	単位当り価格	
						平均価格 円/㎡	最高価格 円/㎡
田	一般田	96,272	9	1,752	1,688	18	18
	介在田・市街化区域田						
畑	一般畑	136,840,698	13,324	1,311,515	1,292,067	10	30
	介在田・市街化区域畑						
宅地	小規模住宅用地	2,523,806	14,651	22,871,593	3,638,607	9,062	26,348
	一般住宅用地	1,894,450	11,724	10,752,022	3,522,225	5,676	26,348
	住宅用地以外の宅地(非住宅地)	5,737,416	7,147	18,410,447	12,726,007	3,209	26,374
	計	10,155,672	33,522	52,034,062	19,886,839	5,124	26,374
鉱泉地		20	6	6,455	6,455	322,750	1,218,150
池沼		17,859	7	19	19	1	1
山林	一般山林	90,694,583	7,248	250,247	211,960	3	4
	介在山林						
牧場		4,822,698	403	10,086	9,844	2	3
原野		9,416,901	3,486	20,070	14,638	2	3
雑種地	ゴルフ場用地	911,195	63	349,689	349,689	384	428
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地	460,585	157	501,929	150,579	1,090	3,366
	その他雑種地	11,846,319	3,916	3,587,408	3,161,062	303	9,425
	計	13,218,099	4,136	4,439,026	3,661,330	336	9,425
合 計		265,262,802	62,141	58,073,232	25,084,840	219	

※地籍、筆数、決定価格は評価総数。課税標準額は決定価格のうち法定免税点以上のものに係る課税標準額

令和4年度						令和5年度					
地 積 ㎡	筆 数 筆	決 定 価 格 千円	課税標準額 千円	単位当り価格		地 積 ㎡	筆 数 筆	決 定 価 格 千円	課税標準額 千円	単位当り価格	
				平均価格 円/㎡	最高価格 円/㎡					平均価格 円/㎡	最高価格 円/㎡
96,272	9	1,752	1,688	18	18	96,272	9	1,752	1,688	18	18
136,841,621	13,375	1,311,677	1,291,545	10	30	136,799,732	13,423	1,311,411	1,292,274	10	30
2,525,208	14,659	22,890,654	3,646,184	9,065	26,348	2,530,530	14,666	22,958,628	3,658,595	9,073	26,348
1,898,017	11,783	10,823,487	3,547,458	5,703	26,348	1,903,577	11,840	10,882,678	3,567,165	5,717	26,348
5,755,597	7,198	18,466,571	12,765,282	3,208	26,374	5,742,440	7,184	18,331,651	12,671,473	3,192	26,374
10,178,822	33,640	52,180,712	19,958,924	5,126	26,374	10,176,547	33,690	52,172,957	19,897,233	5,127	26,374
20	6	6,455	6,455	322,750	1,218,150	20	6	6,455	6,455	322,750	1,218,150
17,859	7	19	19	1	1	17,859	7	19	18	1	1
90,459,843	7,234	249,549	212,262	3	4	90,366,975	7,207	249,286	213,142	3	4
4,914,808	430	10,327	10,047	2	3	4,828,577	429	10,162	9,896	2	3
9,274,923	3,477	19,800	14,559	2	3	9,309,353	3,485	19,859	14,624	2	3
911,195	63	349,689	349,689	384	428	911,195	63	349,689	349,689	384	428
460,585	157	469,691	140,907	1,020	3,157	460,585	157	469,691	140,907	1,020	3,157
12,061,397	3,958	3,571,883	3,151,194	296	9,425	12,255,241	4,019	3,585,197	3,160,515	293	9,425
13,433,177	4,178	4,391,263	3,641,790	327	9,425	13,627,021	4,239	4,404,577	3,651,111	323	9,425
265,217,345	62,356	58,171,554	25,137,289	219		265,222,356	62,495	58,176,478	25,086,441		

※各年度概要調書より

(2)家屋

1) 家屋の概要

区 分	年 度	令和3年度		
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)
免税点以上のもの		18,613	2,897,653	65,643,073
免税点未満のもの		610	157,382	5,698,918
合 計		19,223	3,055,035	71,341,991

2) 木造家屋

区 分	年 度	令和3年度			
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
木 造	専用住宅	9,732	1,166,822	22,906,002	19,631
	共同住宅・寄宿舍	603	149,802	3,169,277	21,156
	併用住宅	592	104,792	1,525,127	14,554
	旅館・料亭・ホテル	44	11,413	176,854	15,496
	事務所・銀行・店舗	370	46,511	737,579	15,858
	劇場・病院・公衆浴場	12	2,491	77,047	30,930
	工場・倉庫・土蔵	261	36,243	230,328	6,355
	付属家	1,704	270,420	1,281,395	4,739
	計	13,318	1,788,494	30,103,609	16,832
	免税点未満のもの	384	32,358	238,041	7,356

3) 非木造家屋

区 分	年 度	令和3年度			
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	385	186,677	10,194,641	54,611
	住宅・アパート	540	182,685	9,595,369	52,524
	病院・ホテル	44	91,350	5,431,509	59,458
	工場・倉庫・市場	1,479	410,298	7,144,495	17,413
	その他	2,847	238,149	3,173,450	13,325
	計	5,295	1,109,159	35,539,464	32,042
	免税点未満のもの	226	125,024	5,460,877	43,679

令和4年度			令和5年度		
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)
18,648	3,038,697	72,423,241	18,578	3,042,500	73,207,951
391	20,873	32,490	378	20,342	31,632
19,039	3,059,570	72,455,731	18,956	3,062,842	73,239,583

令和4年度				令和5年度			
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
9,728	1,171,415	23,398,775	19,975	9,738	1,175,132	23,854,897	20,300
614	153,897	3,327,754	21,623	609	153,230	3,349,497	21,859
568	103,942	1,543,045	14,845	562	103,374	1,560,908	15,100
43	11,499	178,699	15,540	43	11,500	178,699	15,539
381	49,472	813,020	16,434	378	49,504	827,781	16,721
12	2,491	77,047	30,930	13	2,886	98,130	34,002
275	39,757	251,185	6,318	268	37,817	236,522	6,254
1,692	270,189	1,296,136	4,797	1,669	269,362	1,304,478	4,843
13,313	1,802,662	30,885,661	17,133	13,280	1,802,805	31,410,912	17,423
293	18,122	24,072	1,328	284	17,600	23,528	1,337

令和4年度				令和5年度			
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
395	199,887	10,763,486	53,848	392	198,583	10,736,624	54,066
535	191,446	10,049,148	52,491	540	191,497	10,075,235	52,613
60	158,957	8,960,683	56,372	60	158,830	8,950,635	56,354
1,524	435,590	8,204,741	18,836	1,526	437,661	8,378,852	19,145
2,821	250,155	3,559,522	14,229	2,780	253,124	3,655,693	14,442
5,335	1,236,035	41,537,580	33,606	5,298	1,239,695	41,797,039	33,716
98	2,751	8,418	3,060	94	2,742	8,104	2,956

※各年度概要調書より

(3) 償却資産

年度 区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		決定価格	前年比	決定価格	前年比	決定価格	前年比
		課税標準額 千円		課税標準額 千円		課税標準額 千円	
市長が価格を決定したもの	構築物	7,510,938	92.2%	8,274,871	110.2%	9,036,811	109.2%
		7,374,478	91.9%	8,183,301	111.0%	8,592,177	105.0%
	機械及び装置	15,649,344	95.8%	17,139,723	109.5%	21,046,333	122.8%
		14,564,241	95.9%	16,170,647	111.0%	18,618,017	115.1%
	船舶	898,526	78.2%	1,145,842	127.5%	1,101,178	96.1%
		465,864	73.6%	620,074	133.1%	601,583	97.0%
	航空機	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	車両及び運搬具	206,006	102.8%	208,359	101.1%	254,434	122.1%
		205,592	102.6%	208,359	101.3%	254,434	122.1%
	工具、器具及び備品	2,691,383	93.2%	2,868,943	106.6%	2,913,473	101.6%
		2,647,947	92.5%	2,858,157	107.9%	2,908,598	101.8%
	小計	26,956,197	93.8%	29,637,738	109.9%	34,352,229	115.9%
		25,258,122	93.8%	28,040,538	111.0%	30,974,809	110.5%
法第三百八十九条関係	総務大臣の決定配分	2,172,986	99.5%	2,161,333	99.5%	2,485,914	115.0%
		1,778,889	99.4%	1,777,509	99.9%	2,043,458	115.0%
	北海道知事の決定配分	2,495,008	99.9%	2,447,729	98.1%	2,440,751	99.7%
		2,489,216	99.9%	2,438,965	98.0%	2,424,663	99.4%
	小計	4,667,994	99.7%	4,609,062	98.7%	4,926,665	106.9%
		4,268,105	99.7%	4,216,474	98.8%	4,468,121	106.0%
合計		31,624,191	94.7%	34,246,800	108.3%	39,278,894	114.7%
		29,526,227	94.6%	32,257,012	109.2%	35,442,930	109.9%

※法定免税点以上のもの

※各年度概要調書より

地方税法 第三百八十九条(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

【概要】

償却資産について、道府県知事又は総務大臣（関係市町村が二以上の道府県に係るとき）が総務省令の定めるところによつて指定するもので、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格からさまざまな特例等により得た額を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分・通知し、課税されるもの。

※代表的は例としては、大型船舶や送電線・線路等がある。

3. 都市計画税の概要

(1) 都市計画区域及び課税区域

区 分	市町村の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化区域 調整区域 B (千㎡)	そ の 他 C (千㎡)	計 (A+B+C) (千㎡)	都市計画事 業の認可の 有 無
課税区域 の面積		－	－	5,846	5,846	
都市計画区域 の面積	471,000	－	－	35,058	35,058	無

※令和5年度概要調書より

(2) 納税義務者数

区 分	総 数 (人)	法定免税点未満の者 (人)	法定免税点以上の者 (人)
土 地	9,142	1,101	8,041
家 屋	8,740	174	8,566
実 数	10,441	499	9,942

※令和5年度概要調書より

(3) 地積及び床面積

区 分			市街化区域	市街化調整区域	その他	計
土地の 地積 (千㎡)	宅地等	宅 地			4,196	4,196
		そ の 他			845	845
		小 計			5,041	5,041
	農 地				202	202
	計				5,243	5,243
家屋の 床面積 (㎡)	木 造 家 屋				1,238,940	1,238,940
	木造以外の家屋				602,309	602,309
	計				1,841,249	1,841,249
土地の 筆数 (筆)	宅地等	宅 地			15,701	15,701
		そ の 他			941	941
		小 計			16,642	16,642
	農 地				42	42
	計				16,684	16,684
家屋の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋				10,019	10,019
	木造以外の家屋				2,909	2,909
	計				12,928	12,928

※法定免税点以上のもの

※令和5年度概要調書より

(4)都市計画税の推移(各年1月1日現在)

(単位:千円、%)

年 度	納税義務者数 (人)	課 税 標 準 額			調 定 見 込 額 (千円)	前 年 比 (%)
		土 地 (千円)	家 屋 (千円)	計 (千円)		
平成31年度	10,061	24,971,479	52,102,522	77,074,001	231,222	100.1%
令和2年度	10,044	25,055,978	52,283,721	77,339,699	232,019	100.3%
令和3年度	9,996	24,285,820	48,140,253	72,426,073	217,278	93.6%
令和4年度	9,988	24,355,679	52,565,363	76,921,042	230,763	106.2%
令和5年度	9,942	24,324,960	53,054,374	77,379,334	232,138	100.6%

※法定免税点以上のもの

※各年度概要調書より

4. 国有資産等所在市町村交付金

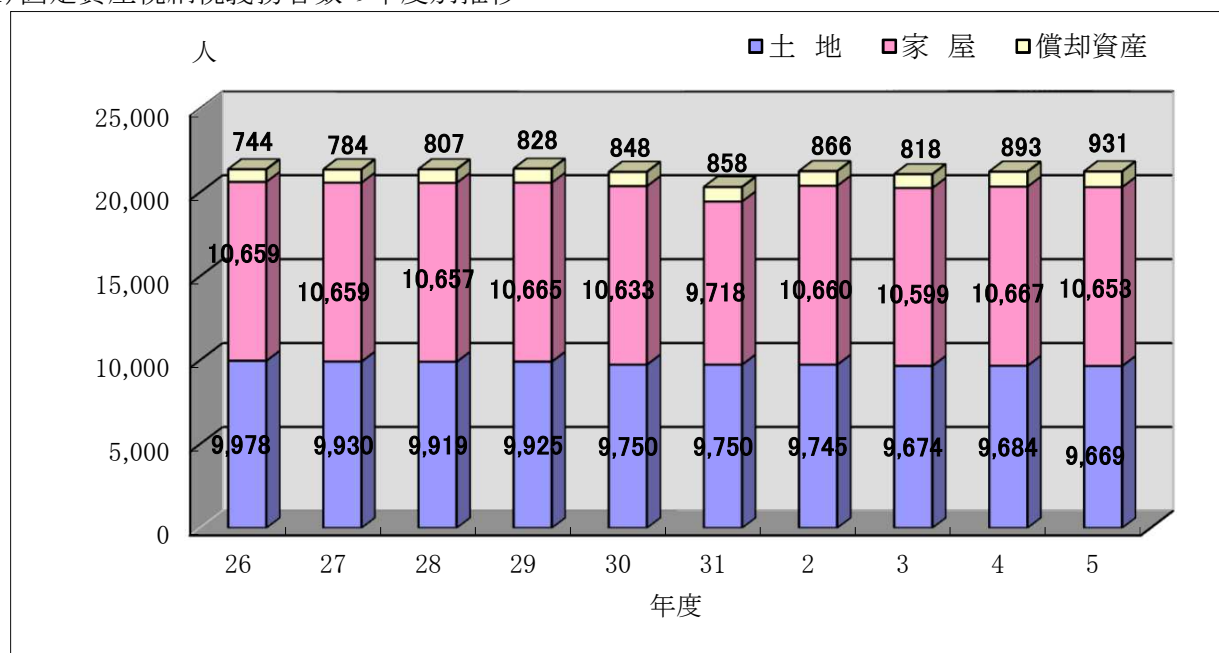
(単位:千円、%)

区分 \ 年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %
国 有	決定価格	1,343,973	92.9%	1,342,988	99.9%	1,296,950	96.6%
	算定標準額	484,071	93.9%	482,525	99.7%	473,273	98.1%
	交付金	6,776	93.9%	6,755	99.7%	6,625	98.1%
公 有	決定価格	7,999,807	104.9%	6,404,316	80.1%	6,540,180	102.1%
	算定標準額	2,825,191	105.6%	2,213,863	78.4%	2,273,747	102.7%
	交付金	39,553	105.6%	30,994	78.4%	31,832	102.7%
計	決定価格	9,343,780	103.0%	7,747,304	82.9%	7,837,130	101.2%
	算定標準額	3,309,262	103.7%	2,696,388	81.5%	2,747,020	101.9%
	交付金	46,329	103.7%	37,749	81.5%	38,457	101.9%

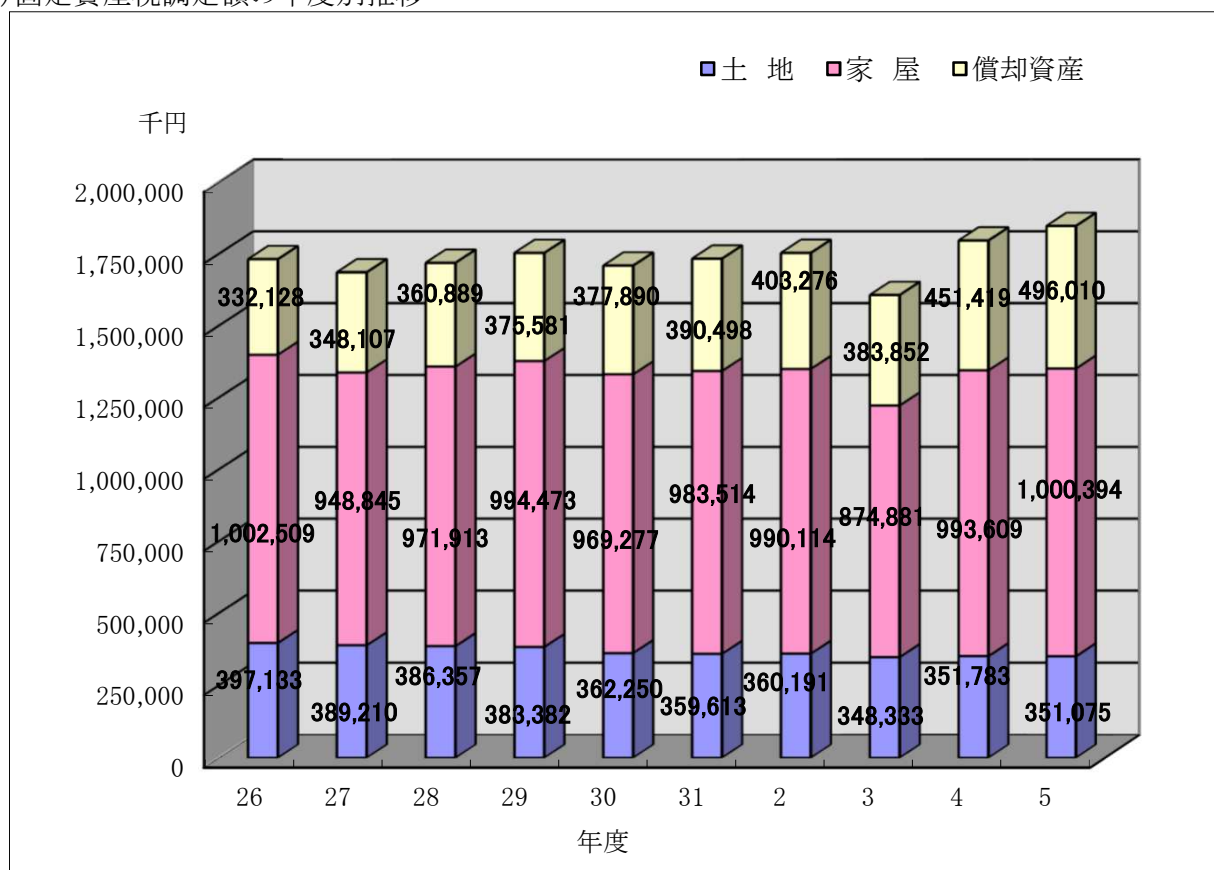
※各年度概要調書より

5. 固定資産税関係グラフ

(1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移



(2) 固定資産税調定額の年度別推移



VI 軽自動車税・市たばこ税・入湯税

1. 軽自動車税(種別割)の概要

(1) 年度別課税台数及び調定額

(単位: 台、千円、%)

年 度	区 分	賦課期日現在台数	前年度比	課税台数	前年度比	税額	前年度比
平成31年度		14,643	100.2	14,336	100.3	98,810	102.1
令和2年度		14,712	100.5	14,383	100.3	101,169	102.4
令和3年度		14,814	100.7	14,464	100.6	103,062	101.9
令和4年度		14,915	100.7	14,549	100.6	105,719	102.6
令和5年度		14,948	100.2	14,578	100.2	106,773	101.0

※課税状況調より 各年7月1日現在

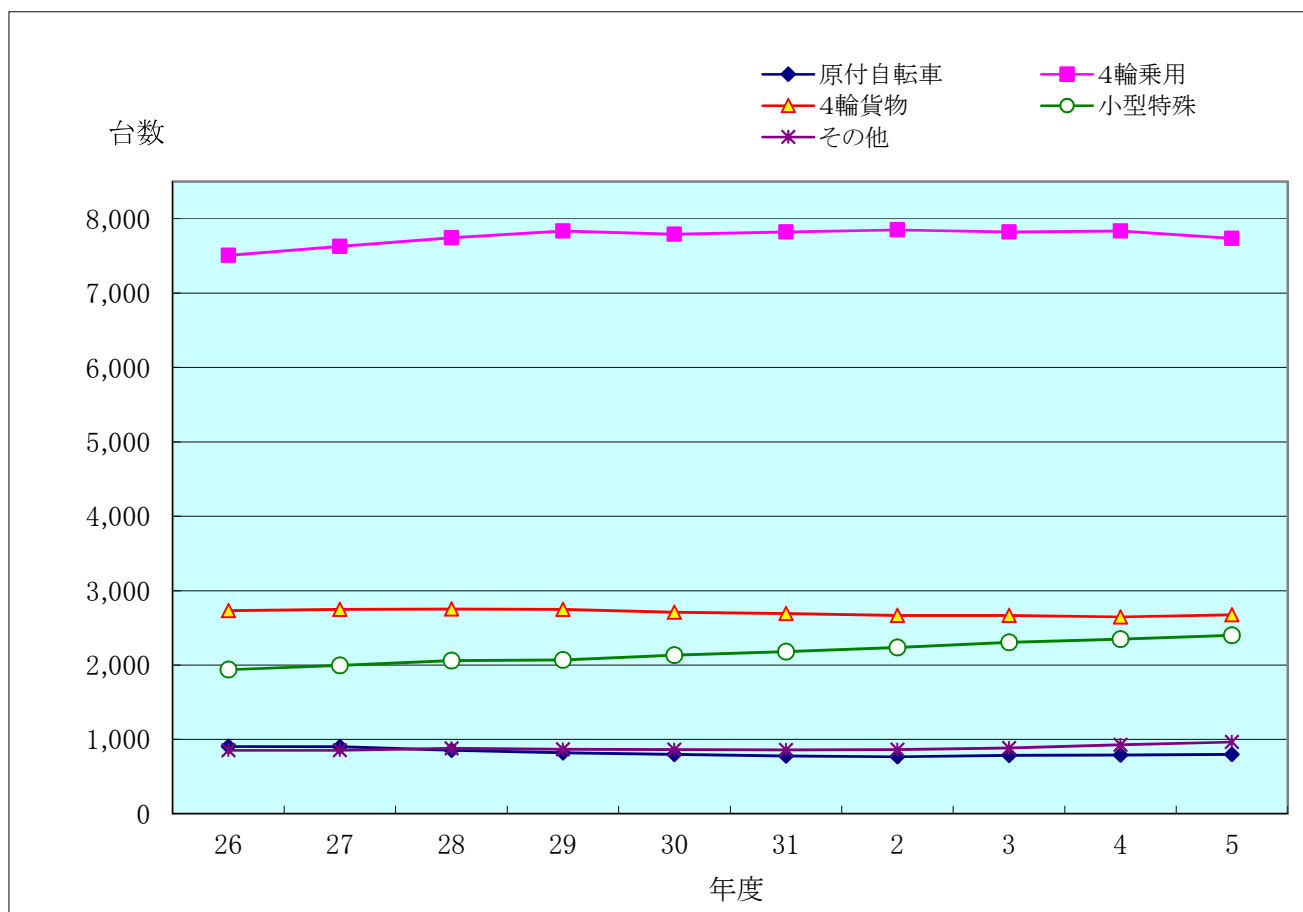
(2) 車種別課税台数及び調定額

車 種		年 度	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		区 分	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	台数	521	3.6	97.9	495	3.4	95.0	483	3.3	97.6			
		税額	1,042	40.1	97.9	990	0.9	95.0	966	0.9	97.6			
	総排気量 90cc以下	台数	99	0.7	111.2	111	0.8	112.1	117	0.8	105.4			
		税額	198	0.2	111.2	222	0.2	112.1	234	0.2	105.4			
	総排気量 90cc超	台数	129	0.9	114.2	147	1.0	114.0	164	1.1	111.6			
		税額	310	0.3	114.4	353	0.3	113.9	394	0.4	111.6			
	ミニカー	台数	36	0.2	105.9	37	0.3	102.8	37	0.3	100.0			
		税額	133	0.1	105.6	137	0.1	103.0	137	0.1	100.0			
	小 計	台数	785	5.4	102.2	790	5.4	100.6	801	5.5	101.4			
		税額	1,683	1.6	102.7	1,702	1.6	101.1	1,731	1.6	101.7			
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車(側車付のもの含む) 126cc～250cc	台数	452	3.1	106.4	476	3.3	105.3	494	3.4	103.8			
		税額	1,627	1.6	106.3	1,713	1.6	105.3	1,778	1.7	103.8			
	三 輪 車 (旧 税 率)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	三 輪 車 (新 税 率)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	三 輪 車 (重 課)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	三 輪 車 (75%軽課)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	三 輪 車 (50%軽課)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	三 輪 車 (25%軽課)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	四 輪 車 (旧税率)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	乗 用 車 (旧税率)	台数	3,427	23.7	89.1	3,011	20.7	87.9	2,599	17.8	86.3			
		税額	24,674	23.9	89.1	21,679	20.5	87.9	18,713	17.5	86.3			
	貨 物 車 (旧税率)	台数	29	0.2	80.6	19	0.1	65.5	19	0.1	100.0			
		税額	87	0.1	80.6	57	0.1	65.5	57	0.1	100.0			
	乗 用 車 (新税率)	台数	903	6.2	88.5	780	5.4	86.4	649	4.5	83.2			
		税額	3,612	3.5	88.5	3,120	3.0	86.4	2,596	2.4	83.2			
	乗 用 車 (新税率)	台数	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
		税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-			
	貨 物 車 (新税率)	台数	2,363	16.3	122.1	2,881	19.8	121.9	3,192	21.9	110.8			
		税額	25,520	24.8	122.1	31,115	29.4	121.9	34,474	32.3	110.8			
	乗 用 車 (新税率)	台数	31	0.2	106.9	41	0.3	132.3	40	0.3	97.6			
		税額	118	0.1	107.3	156	0.1	132.2	152	0.1	97.4			
	貨 物 車 (新税率)	台数	787	5.4	120.7	908	6.2	115.4	1,070	7.3	117.8			
		税額	3,930	3.8	120.6	4,540	4.3	115.5	5,350	5.0	117.8			

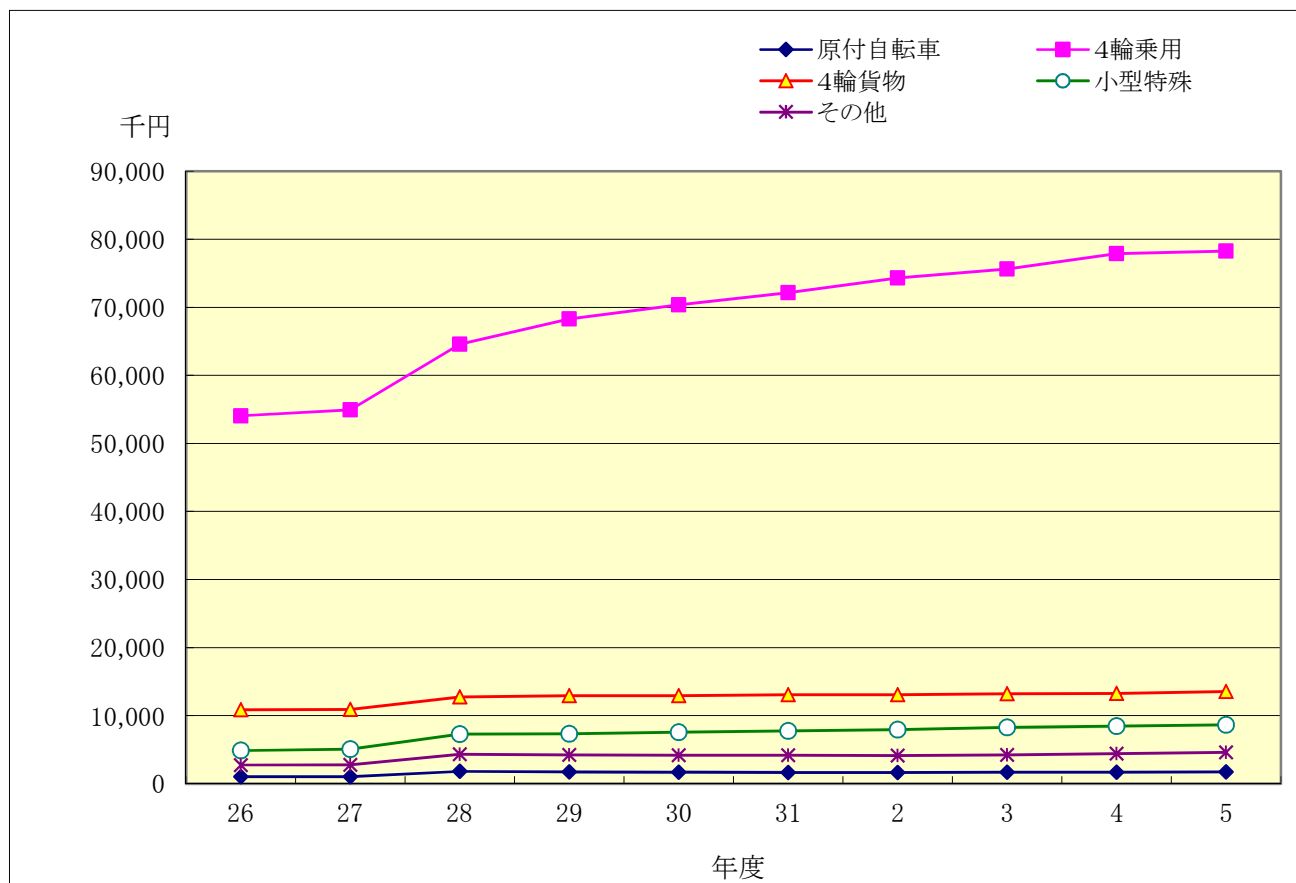
車 種				年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
				区分	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比
軽自動車及び小型特殊自動車	一般	四輪乗用車（重課税率）	乗用 営業用	台数	@8,200 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
			税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
			乗用 自家用	台数	@12,900 1,891	13.1	99.7	1,944	13.4	102.8	1,943	13.3	99.9
			税額	24,394	23.7	99.8	25,077	23.7	102.8	25,065	23.5	100.0	
			貨物用 営業用	台数	@4,500 8	0.1	100.0	10	0.1	125.0	9	0.1	90.0
			税額	36	0.0	100.0	45	0.0	125.0	40	0.0	88.9	
			貨物用 自家用	台数	@6,000 900	6.2	99.3	888	6.1	98.7	890	6.1	100.2
			税額	5,400	5.2	99.3	5,328	5.0	98.7	5,340	5.0	100.2	
		四輪乗用車（75%軽課）	乗用 営業用	台数	@1,800 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
			乗用 自家用	台数	@2,700 0	0.0	-	0	0.0	-	1	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	3	0.0	-
			貨物用 営業用	台数	@1,000 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
			貨物用 自家用	台数	@1,300 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
		四輪乗用車（50%軽課）	乗用 営業用	台数	@3,500 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
			乗用 自家用	台数	@5,400 34	0.2	75.6						
				税額	184	0.2	75.7						
			貨物用 営業用	台数	@1,900 0	0.0	-						
				税額	0	0.0	-						
			貨物用 自家用	台数	@2,500 0	0.0	-						
				税額	0	0.0	-						
		四輪乗用車（25%軽課）	乗用 営業用	台数	@5,200 0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
			乗用 自家用	台数	@8,100 108	0.7	84.4						
				税額	875	0.0	84.4						
			貨物用 営業用	台数	@2,900 3	0.0	100.0						
				税額	8	0.0	88.9						
			貨物用 自家用	台数	@3,800 6	0.0	50.0						
				税額	23	0.0	51.1						
		専ら雪上を走行するもの		台数	@3,600 1	0.0	100.0	1	0.0	100.0	1	0.0	100.0
				税額	4	0.0	133.3	4	0.0	100.0	4	0.0	100.0
		農 耕 用		台数	@2,400 1,514	10.5	101.5	1,538	10.6	101.6	1,574	10.8	102.3
				税額	3,634	3.5	101.5	3,692	3.5	101.6	3,777	3.5	102.3
		その他 (小型特殊自動車)		台数	@5,900 789	5.5	106.2	810	5.6	102.7	825	5.7	101.9
				税額	4,655	4.5	106.2	4,779	4.5	102.7	4,867	4.6	101.8
		小 計		台数	13,246	91.6	100.5	13,307	91.5	100.5	13,306	91.3	100.0
				税額	98,781	95.8	101.9	101,305	95.8	102.6	102,216	95.7	100.9
二 輪 の 小型自動車		台数	@6,000 433	3.0	99.1	452	3.1	104.4	471	3.2	104.2		
		税額	2,598	2.5	99.1	2,712	2.6	104.4	2,826	2.6	104.2		
合 計		台数	14,464	100.0	100.6	14,549	100.0	100.6	14,578	100.0	100.2		
		税額	103,062	100.0	101.9	105,719	100.0	102.6	106,773	100.0	101.0		

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 軽自動車税車種別課税台数の推移



(4) 軽自動車税車種別調定額の推移



2. 市たばこ税の概要

(1) 市たばこ税の年度別決算状況

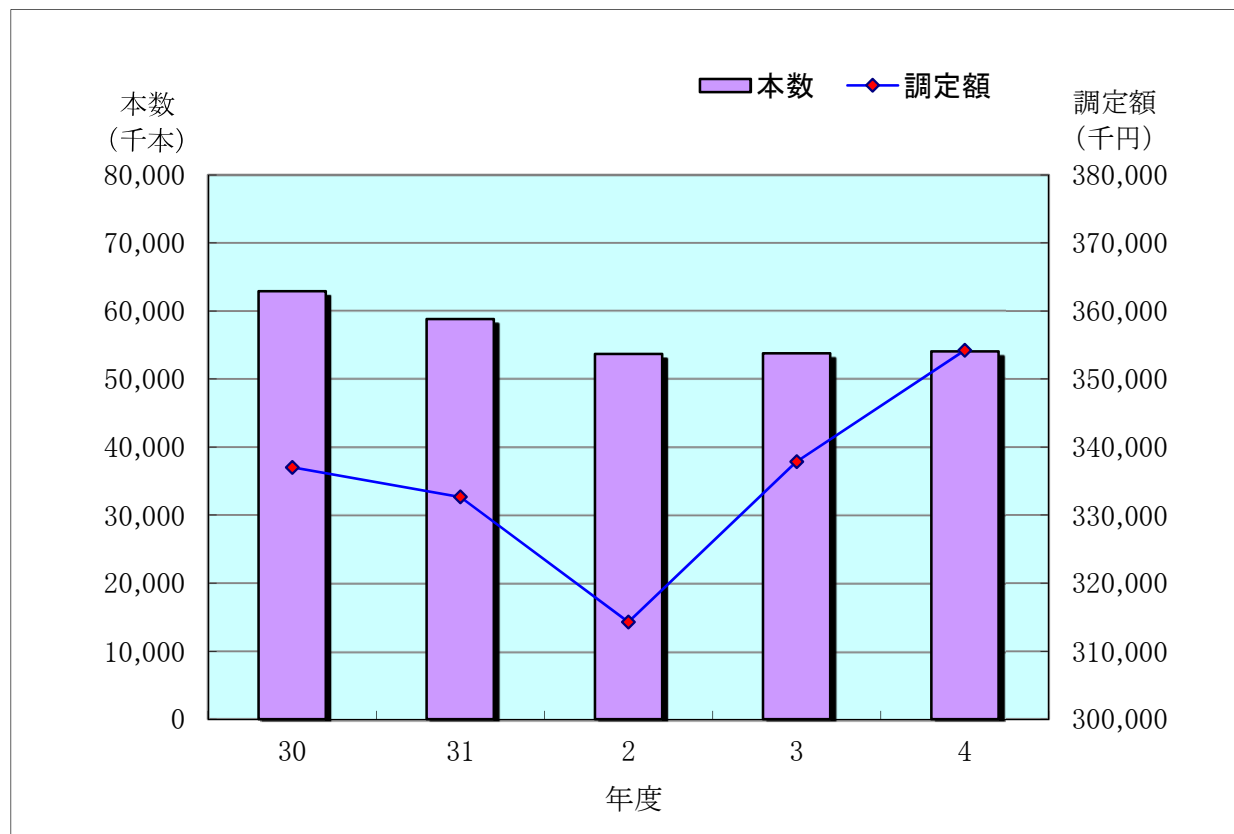
(単位:千本、千円、%)

年度 本数、税額 月別	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	本数	税額	本数	税額	本数	税額	本数	税額	本数	税額
3	5,585	28,658	4,765	26,816	4,520	25,728	4,454	27,267	4,537	29,725
4	5,114	26,704	5,248	29,542	4,316	24,565	4,405	26,969	4,376	28,672
5	5,405	28,148	4,855	27,334	4,266	24,280	4,330	26,509	4,455	29,189
6	5,379	28,001	4,835	27,228	4,729	26,919	4,554	27,882	4,669	30,589
7	5,389	28,060	5,282	29,736	4,584	26,093	4,862	29,764	4,516	29,591
8	5,542	28,868	5,297	29,786	4,836	27,523	4,691	28,717	4,769	31,248
9	6,665	34,784	5,174	29,304	6,139	34,943	6,164	37,738	4,630	30,334
10	4,404	24,687	4,906	27,924	3,660	22,417	3,354	21,972	4,678	30,650
11	4,717	26,495	4,538	25,831	4,049	24,788	4,377	28,675	4,471	29,292
12	5,633	31,627	5,344	30,415	5,064	31,003	4,825	31,616	5,090	33,353
1	4,597	25,838	4,119	23,448	3,638	22,271	3,852	25,237	3,934	25,779
2	4,479	25,169	4,445	25,303	3,881	23,760	3,896	25,528	3,943	25,833
合計	62,909	337,039	58,808	332,667	53,682	314,290	53,764	337,874	54,068	354,255
前年度比較	92.15	95.98	93.48	98.70	91.28	94.48	100.15	107.50	100.57	104.85

※手持品課税は含まない。

※決算書(集計表)より

(2) 市たばこ税年度別推移



3. 入湯税の概要

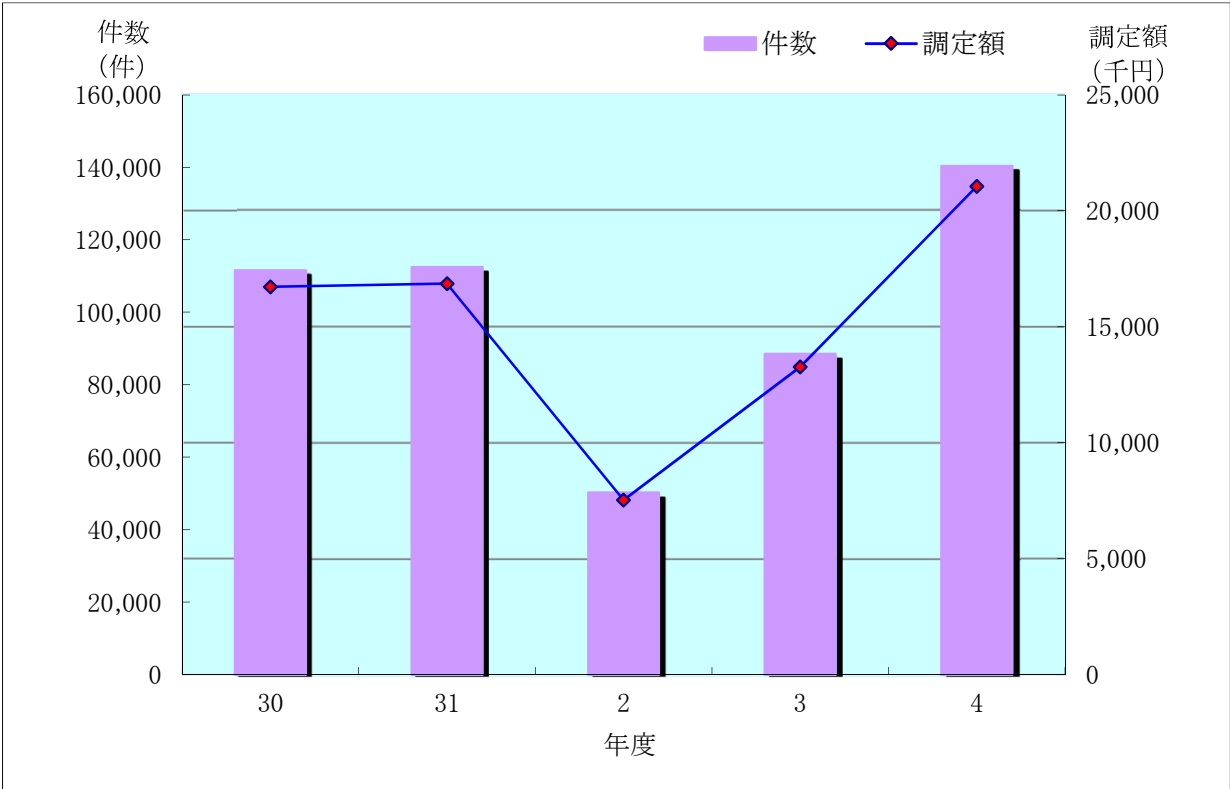
(1) 入湯税の年度別決算状況

(単位:件数、千円、%)

月別	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
3	8,379	1,257	8,944	1,341	2,069	310	3,870	580	10,164	1,525
4	3,789	568	5,386	808	600	90	2,745	412	8,144	1,222
5	9,767	1,465	9,906	1,486	307	46	2,925	439	13,282	1,992
6	9,459	1,419	8,579	1,287	1,396	209	1,640	246	12,903	1,935
7	11,819	1,773	11,291	1,693	5,797	870	10,313	1,547	13,583	2,037
8	14,909	2,236	14,038	2,106	8,469	1,270	12,599	1,890	14,653	2,198
9	8,987	1,348	11,079	1,662	8,385	1,258	9,278	1,392	13,322	1,998
10	9,053	1,358	9,905	1,486	8,676	1,301	10,400	1,560	11,404	1,711
11	6,055	908	7,013	1,052	5,546	832	8,125	1,219	8,966	1,345
12	6,977	1,047	6,927	1,039	3,334	500	8,232	1,235	9,900	1,485
1	9,716	1,457	9,091	1,364	2,167	325	7,630	1,144	10,010	1,501
2	12,586	1,888	10,203	1,530	3,443	517	10,721	1,608	14,025	2,104
合 計	111,496	16,724	112,362	16,854	50,189	7,528	88,478	13,272	140,356	21,053
前年度比較	95.91	95.91	100.78	100.78	44.67	44.67	176.29	176.30	158.63	158.63

※決算書(集計表)より

(2) 入湯税年度別推移



VII 収納

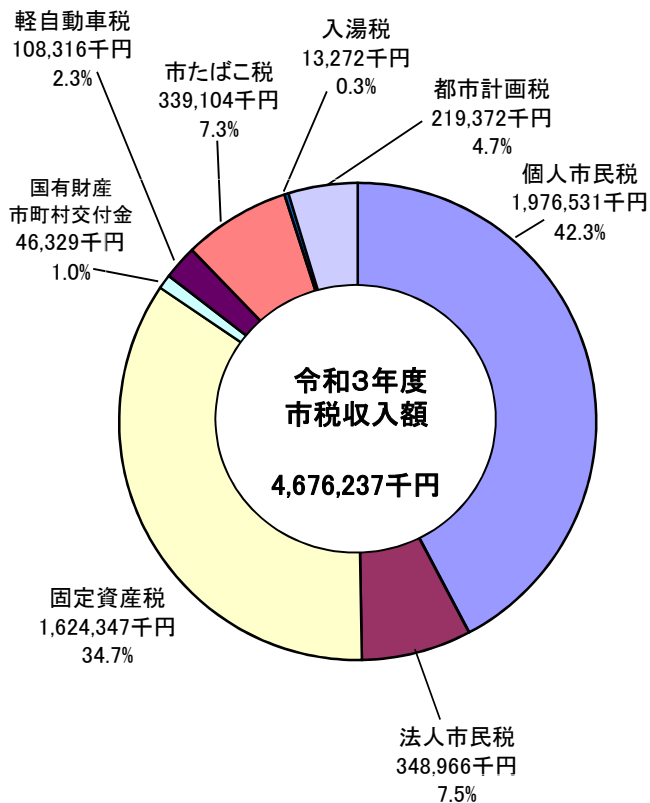
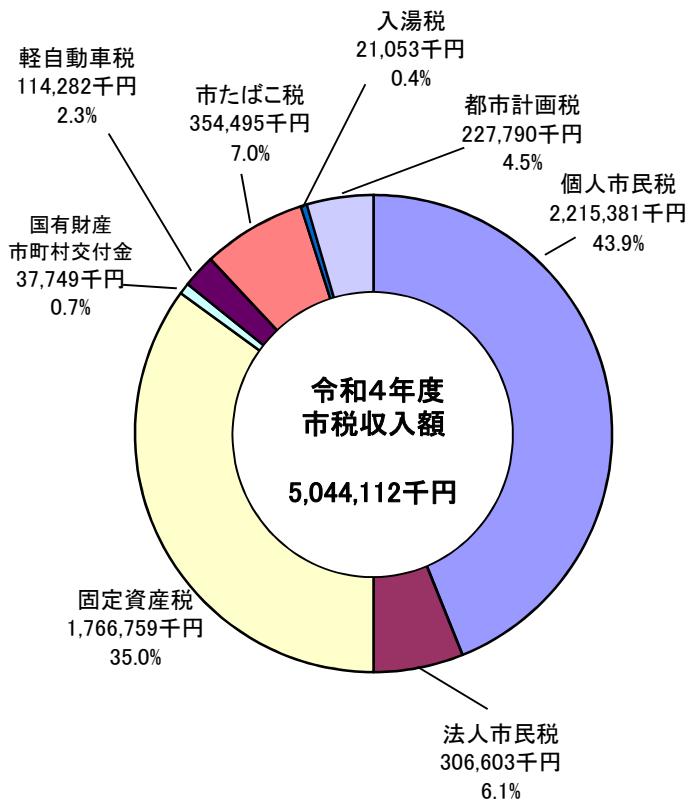
1. 市税の収納状況

(1) 令和4年度

市税税目別収納額

(単位:円、%)

税 目	税 額	構成比	前年度比
個人市民税	2,215,381,165	43.9	112.1
法人市民税	306,602,800	6.1	87.9
固定資産税	1,766,758,846	35.0	108.8
国有財産等所在 市町村交付金	37,748,700	0.7	81.5
軽自動車税(種別 割・環境性能割)	114,282,503	2.3	105.5
市たばこ税	354,495,231	7.0	104.5
入湯税	21,053,400	0.4	158.6
都市計画税	227,789,840	4.5	103.8
合 計	5,044,112,485	100.0	107.9



(2) 令和3年度

市税税目別収納額

(単位:円、%)

税 目	税 額	構成比	前年度比
個人市民税	1,976,530,781	42.3	101.7
法人市民税	348,965,900	7.5	126.1
固定資産税	1,624,347,602	34.7	95.3
国有財産等所在 市町村交付金	46,328,800	1.0	103.7
軽自動車税	108,315,690	2.3	102.8
市たばこ税	339,104,458	7.3	107.5
入湯税	13,271,700	0.3	176.3
都市計画税	219,371,756	4.7	97.3
合 計	4,676,236,687	100.0	101.2

※各年度決算書より

2. 市税年度別収納状況

(単位:円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不能欠損額
平成30年度	5,122,992,587	4,850,824,494	241,363,790	94.7	30,817,203
平成31年度	5,032,717,508	4,758,446,658	258,259,199	94.6	16,011,651
令和2年度	4,927,227,486	4,622,193,891	260,150,846	93.8	44,882,749
令和3年度	4,887,158,405	4,676,173,336	187,409,704	95.7	23,575,365
令和4年度	5,246,094,120	5,044,099,585	177,094,479	96.1	24,900,056

※還付未済額を除く

※各年度決算書より

3. 口座振替状況

税目・年度		課 税		口座振替		加入率	
		納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
		人	千円	人	千円	%	%
市道民税 (普通徴収)	30年度	6,933	1,258,492	1,931	660,703	27.9	52.5
	31年度	6,869	1,255,509	1,911	640,305	27.8	51.0
	2年度	6,696	1,087,056	1,882	548,086	28.1	50.4
	3年度	6,490	1,140,931	1,881	585,850	29.0	51.3
	4年度	6,636	925,784	1,865	487,118	28.1	52.6
固定資産税 都市計画税	30年度	12,852	1,709,416	4,750	577,433	37.0	33.8
	31年度	12,782	1,959,125	4,509	578,677	35.3	29.5
	2年度	12,736	1,980,266	4,449	583,646	34.9	29.5
	3年度	12,671	1,817,078	4,393	570,871	34.7	31.4
	4年度	12,681	1,781,440	4,438	622,738	35.0	35.0
軽自動車税	30年度	9,744	98,500	3,574	17,538	36.7	17.8
	31年度	9,531	98,852	3,615	18,010	37.9	18.2
	2年度	9,503	101,180	3,674	18,322	38.7	18.1
	3年度	9,464	103,075	3,696	18,587	39.1	18.0
	4年度	9,458	105,714	3,757	19,189	39.7	18.2
合 計	30年度	29,529	3,066,408	10,255	1,255,674	34.7	40.9
	31年度	29,182	3,313,486	10,035	1,236,992	34.4	37.3
	2年度	28,935	3,168,502	10,005	1,150,054	34.6	36.3
	3年度	28,625	3,061,084	9,970	1,175,308	34.8	38.4
	4年度	28,775	2,812,938	10,060	1,129,045	35.0	40.1
国民健康保険料	30年度	4,233	938,300	1,950	555,143	46.1	59.2
	31年度	4,343	923,382	1,939	548,887	44.6	59.4
	2年度	4,129	905,100	1,953	557,421	47.3	61.6
	3年度	4,039	882,592	1,964	544,670	48.6	61.7
	4年度	4,515	956,420	2,193	550,453	48.6	57.6

4. 督促状の発送状況

(単位:件)

税目等	市 民 税			固定資産税 都市計画税	軽自動車税	市税合計	国民健康 保 険 料	後期高齢 者医療 保険料
	普通徴収	特別徴収	法人					
平成30年度	4,615	218	65	5,168	1,593	11,659	6,195	615
平成31年度	4,642	228	76	5,105	1,783	11,834	5,712	637
令和2年度	3,729	167	71	4,458	1,388	9,813	4,795	539
令和3年度	3,739	154	44	4,659	1,540	10,136	4,507	481
令和4年度	3,369	175	48	4,328	1,375	9,295	3,965	476

5. 差押等の状況

(単位:件、千円)

年度 項目・件数等		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付要求	件 数	8	8	17	8	10
	差押税額	5,720	2,228	6,095	924	1,601
	換価配当額	119	0	474	1,354	1,269
不動産	件 数	0	0	0	0	0
	差押税額	0	0	0	0	0
	換価配当額	0	0	0	0	0
債権(給与)	件 数	17	5	10	3	7
	差押税額	8,360	2,227	5,135	1,810	1,463
	換価配当額	24,819	18,295	16,762	15,311	12,409
債権(預金)	件 数	232	175	211	166	132
	差押税額	79,119	41,918	40,155	38,626	40,987
	換価配当額	18,566	15,519	20,269	15,580	15,382
国税還付金	件 数	41	28	31	34	49
	差押税額	29,415	22,367	20,035	18,996	14,057
	換価配当額	3,249	5,188	2,738	3,920	3,299
道税還付金	件 数	7	13	7	7	4
	差押税額	2,072	4,312	3,586	2,996	602
	換価配当額	77	273	103	144	67
債権(年金)	件 数	6	1	0	0	0
	差押税額	3,107	33	0	0	0
	換価配当額	409	675	442	232	325
インターネット 等 公 売 (動産)	件 数	2	2	2	2	1
	差押税額	5,809	5,942	6,284	5,783	2,694
	換価配当額	238	215	676	202	143
その他	件 数	27	24	9	13	9
	差押税額	17,723	9,247	3,469	3,601	3,432
	換価配当額	5,692	2,009	1,148	2,097	1,374
合 計	件 数	340	256	287	233	212
	差押税額	151,325	88,274	84,759	72,736	64,836
	換価配当額	53,169	42,174	42,612	38,840	34,268

※各年度決算書より

6. 年度別徴収率の推移

(単位: %)

年度 税目等	市 民 税						固定資産税		軽自動車税		都市計画税		市税合計		
	個人		法人		計		現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	計
	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰									
平成30年度	99.01	29.28	99.57	18.54	99.10	28.55	98.60	7.06	98.50	30.81	98.60	7.06	98.96	14.95	94.69
平成31年度	98.49	24.86	99.61	13.22	98.63	24.13	98.45	5.90	98.76	32.20	98.45	5.90	98.67	12.55	94.55
令和2年度	98.86	30.49	97.23	15.40	98.65	29.63	96.92	9.28	99.11	41.93	96.92	9.28	98.04	16.93	93.81
令和3年度	99.41	34.22	99.75	58.66	99.46	37.28	98.83	28.98	99.28	35.70	98.83	28.98	99.26	31.96	95.68
令和4年度	99.41	24.78	99.61	12.50	99.43	23.98	98.74	7.41	99.33	31.91	98.74	7.41	99.20	13.55	96.15

7. 年度別不納欠損額

(単位: 件、円)

年 度	税 目	地方税法第15条の7		地方税法第18条		不納欠損額合計	
		件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額
平成30年度	個人市民税	43	1,562,174	34	1,256,229	77	2,818,403
	法人市民税	8	960,000	6	409,415	14	1,369,415
	固定資産税+都市計画税	43	21,382,985	58	5,082,600	101	26,465,585
	軽自動車税	13	69,200	15	94,600	28	163,800
	計	107	23,974,359	113	6,842,844	220	30,817,203
平成31年度	個人市民税	49	2,478,757	37	1,779,538	86	4,258,295
	法人市民税	3	240,000	5	295,000	8	535,000
	固定資産税+都市計画税	13	1,768,103	60	5,403,803	73	7,171,906
	軽自動車税	8	37,500	7	49,700	15	87,200
	入湯税	2	3,959,250	0	0	2	3,959,250
	計	75	8,483,610	109	7,528,041	184	16,011,651
令和2年度	個人市民税	36	1,019,808	21	844,765	57	1,864,573
	法人市民税	2	100,000	8	419,752	10	519,752
	固定資産税+都市計画税	38	37,651,680	59	4,727,744	97	42,379,424
	軽自動車税	9	50,700	10	68,300	19	119,000
	計	85	38,822,188	98	6,060,561	183	44,882,749
令和3年度	個人市民税	36	1,473,332	13	525,466	49	1,998,798
	法人市民税	6	1,015,300	4	243,600	10	1,258,900
	固定資産税+都市計画税	22	14,605,497	79	5,396,070	101	20,001,567
	軽自動車税	18	176,000	11	140,100	29	316,100
	計	82	17,270,129	107	6,305,236	189	23,575,365
令和4年度	個人市民税	30	941,702	19	1,693,329	49	2,635,031
	法人市民税	1	60,000	4	240,000	5	300,000
	固定資産税+都市計画税	14	17,390,076	57	4,394,849	71	21,784,925
	軽自動車税	6	78,200	9	101,900	15	180,100
	計	51	18,469,978	89	6,430,078	140	24,900,056

※決算書より

VIII その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比
市 税 (A)			4,622,194	78.31	97.14	4,676,237	78.22	101.17	5,044,112	77.53	107.87
個 人 道 民 税 (B)			1,279,921	21.69	95.82	1,302,336	21.78	101.75	1,461,684	22.47	112.24
合 計 (C)			5,902,115	100.00	96.85	5,978,573	100.00	101.30	6,505,796	100.00	108.82
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	55,724	40.93	94.19	53,727	42.20	96.42	54,446	35.91	101.34
		諸 手 当	34,994	25.71	102.48	33,470	26.29	95.64	34,453	22.72	102.94
		そ の 他	23,610	17.34	119.78	23,364	18.35	98.96	22,302	14.71	95.45
		小 計	114,328	83.98	101.16	110,561	86.84	96.71	111,201	73.33	100.58
	需 用 費	旅 費	654	0.48	77.95	228	0.18	34.86	985	0.65	432.02
		そ の 他	21,149	15.54	59.07	16,345	12.84	77.28	39,307	25.92	240.48
		小 計	21,803	16.02	59.50	16,573	13.02	76.01	40,292	26.57	243.12
	そ の 他	報奨金及びこれに類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	0	0.00	0.00	177	0.14	-	145	0.10	81.92
		小 計	0	0.00	0.00	177	0.14	-	145	0.10	81.92
	合 計 (D)		136,131	100.00	90.85	127,311	100.00	93.52	151,638	100.00	119.11
	道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者数を基準とした金額		54,489	100.00	99.96	53,796	100.00	98.73	53,286	100.00
報奨金の額に相当する金額		0	0.00	0.00	0	0.00	-	0	0.00	-	
合 計 (E)		54,489	100.00	99.96	53,796	100.00	98.73	53,286	100.00	99.05	
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			81,642		85.64	73,515		90.05	98,352		133.78
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道民税に対する割合 (D)/(C)		2.31			2.13			2.33		
	市税に対する割合 (F)/(A)		1.77			1.57			1.95		
徴 税 吏 員 数			20			20			20		

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 — 1 —

区分	課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
市 民 税	個人	1月1日	均等割 3,500円 所得割 6%	市民税の申告 3月15日 給与支払報告書 1月31日	＜普通徴収＞ 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 12月26日 ＜特別徴収＞ 徴収月：6月～翌年5月 納期限：徴収月の翌月10日
	法人		＜均等割＞ ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で 市内に有する事務所、事業所又は寮などの従 業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人 で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人を超え るもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える もの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える超え るもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業 者数の合計数が50人を超える超えるもの 年額 3,600,000円 ＜法人税割＞ 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日
	固定資産税	1月1日	1.4% (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 8月 1日 第3期 9月30日 第4期 11月30日
都市計画税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの		固定資産税と同じ

2. 市税現行税率等一覧 ー2ー

区 分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申 告 期 限	納 期 限
軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 雪上車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上 のもの 乗用のもので営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物用のもので営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円 5) 雪上車 3,600円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日
環境 自 性 動 能 車 割 税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	非課税、1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
た ば こ 税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R4.4.1現在 6,552円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別 土地 保有 税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入 湯 税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して 入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で 貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日

IX 参考資料

1. 令和5年度 道内都市の採用税率調(令和5年8月1日現在)

(1) 個人市民税

都 市 名	個 人 市 民 税				
	均等割	所得割	非 課 税 基 準		
	税額(円)	税 率	生活基準 級地区分	所得割額 (千円)	均等割額 (千円)
札幌市	3,500	標 準	1	350(+420)	350(+310)
函館市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
小樽市	3,500	標 準	2-1	450(+320)	420(+190)
旭川市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
室蘭市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
釧路市	3,500	標 準	2-1	450(+320)	420(+190)
帯広市	3,500	標 準	2	350(+320)	320(+190)
北見市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
夕張市	3,500	標 準	2-2	450(+320)	420(+190)
岩見沢市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
網走市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
留萌市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+168)
苫小牧市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
稚内市	3,500	標 準	3	350(+320)	280(+170)
美唄市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
芦別市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
江別市	3,500	標 準	1	450(+320)	450(+210)
赤平市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
紋別市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
士別市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
名寄市	3,500	標 準	3	350(+320)	280(+170)
三笠市	3,500	標 準	3	350(+420)	280(+268)
根室市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
千歳市	3,500	標 準	2-1	350(+320)	320(+190)
滝川市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
砂川市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
歌志内市	3,500	標 準	3	350(+320)	280(+170)
深川市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
富良野市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
登別市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
恵庭市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
伊達市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+168)
北広島市	3,500	標 準	2	450(+320)	420(+190)
石狩市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)
北斗市	3,500	標 準	3	450(+320)	380(+170)

※()内は扶養親族等を有する場合の加算額

※北海道市長会調

(2) 法人市民税

都 市 名	法 人 市 民 税										
	均 等 割									法 人 税 割	
	1号法人 (千円)	2号法人 (千円)	3号法人 (千円)	4号法人 (千円)	5号法人 (千円)	6号法人 (千円)	7号法人 (千円)	8号法人 (千円)	9号法人 (千円)	税率(%)	適用期限
札幌市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2 (6.0)	R9.1.31
函館市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
小樽市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
旭川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
室蘭市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
釧路市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
帯広市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	
北見市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
夕張市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
岩見沢市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
網走市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
留萌市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
苫小牧市	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	8.4 (6.0)	R9.1.31
稚内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
美唄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
芦別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
江別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
赤平市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
紋別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
士別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
名寄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
三笠市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
根室市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
千歳市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
滝川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
砂川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
歌志内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
深川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富良野市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
登別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
恵庭市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
伊達市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北広島市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
石狩市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北斗市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	

※北海道市長会調

(3) 固定資産税・軽自動車税・鉱産税・入湯税・都市計画税

都 市 名	固定資産税 税率(%)	軽自動車税 (種別割) 税率(%)	鉱産税 税率(%)	入 湯 税				都市計画税 税率(%)
				宿 泊 税額(円)	日 帰 り 税額(円)	修学旅行 税額(円)	湯 治 税額(円)	
札幌市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	60(30)	60(30)	0.3
函館市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	150	70	70	0.3
小樽市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	—	宿泊・日帰りに準じる	0.3
旭川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
室蘭市	1.4	標準	—	150	0	—	—	0.3
釧路市	1.4	標準	1.0(0.7)	250	90	70(40)	—	0.3
帯広市	1.4	標準	—	150	50	50(30)	30	0.3
北見市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	50(100)	—	—	0.3
夕張市	1.45	標準・ 超過(1.2倍)	1.1(0.9)	150	50	—	—	0.3
岩見沢市	1.4	標準	1.1	150	50	—	—	0.3(0.15)
網走市	1.4	標準	1.1(0.8)	150	—	—	—	0.3
留萌市	1.4	標準	—	150	—	—	—	0.3
苫小牧市	1.4	標準	1.0	150	60	—	—	0.3
稚内市	1.4	標準	1.0(0.7)	100	50	—	50	0.3
美唄市	1.45	標準	1.1(0.8)	100	100	100	100	0.3
芦別市	1.45	標準	1.1(0.77)	150	100	—	—	0.3
江別市	1.4	標準	—	150	100	—	—	0.3
赤平市	1.45	標準	1.1	—	50	—	—	0.3
紋別市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	—	—	—	0.3
士別市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	70	—	—	0.3
名寄市	1.4	標準	—	150	—	—	—	0.3
三笠市	1.75	標準	1.1(0.7)	150	75	—	45	—
根室市	1.4	標準	—	—	—	—	—	0.3
千歳市	1.4	標準	—	150	50	課税免除	課税免除	0.3
滝川市	1.5	標準	—	—	50	—	—	0.3
砂川市	1.5	標準	1.0	—	—	—	—	0.2
歌志内市	1.7	標準	1.05(0.85)	150	50	—	—	—
深川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
富良野市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	150	150	150	0.3
登別市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	50	70 (義務教育は免除)	70	0.3
恵庭市	1.4	標準	1.0	150	100	課税免除	—	0.3
伊達市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	50	80(40)	50	0.3
北広島市	1.4	標準	—	150	75	—	50	0.3
石狩市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	50	—	—	0.3
北斗市	1.4	標準	1.0	150	50	—	—	—

()内は日帰り等↑

※北海道市長会調

2. 道内都市の市税収納率の推移

※（現年度分＋滞納繰越分）

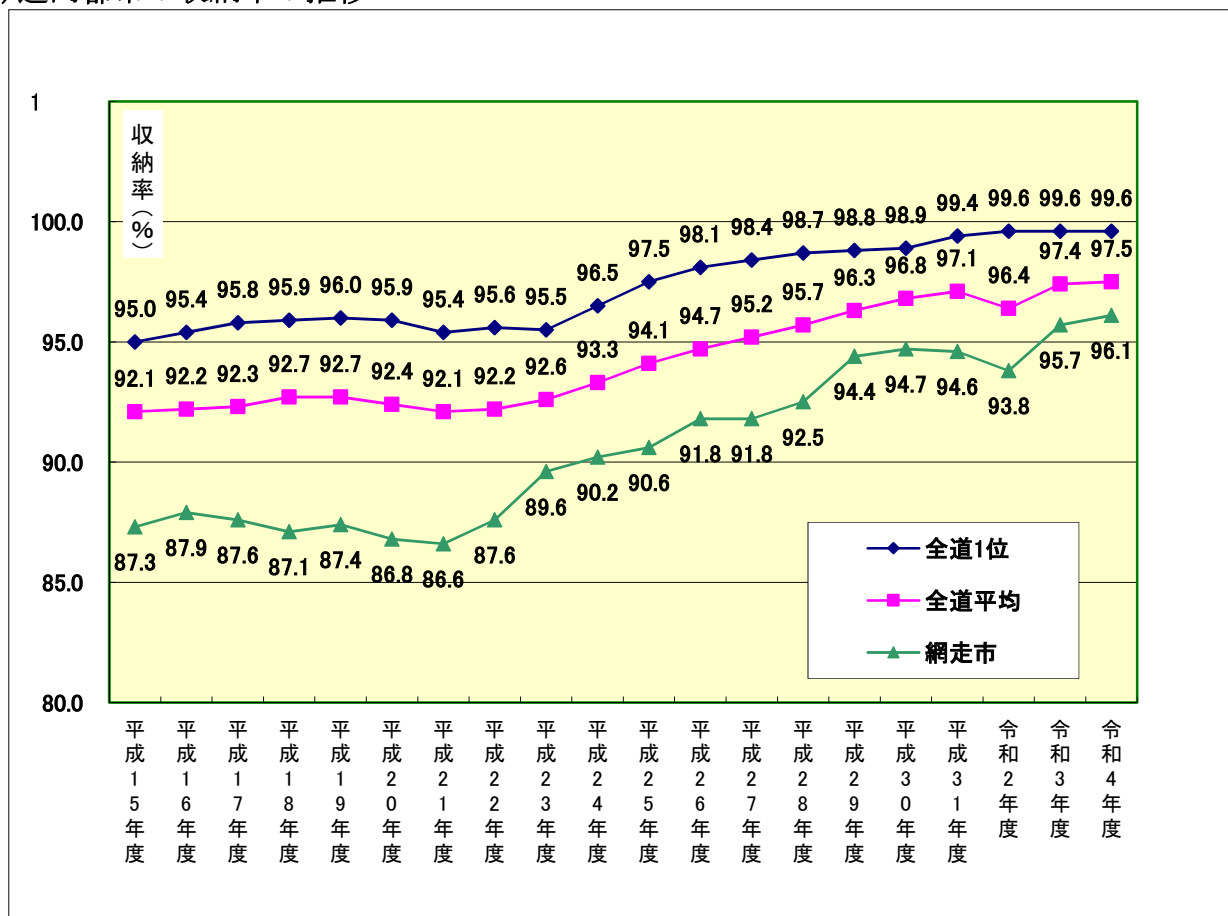
年度 都市名	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位
札幌市	98.8	2	98.9	2	98.3	5	99.0	3	99.0	4
函館市	96.8	13	96.9	13	95.9	21	96.9	16	97.0	20
小樽市	72.7	35	74.1	35	73.6	35	74.8	35	73.7	35
旭川市	95.6	23	96.1	20	96.0	19	97.2	14	97.5	13
室蘭市	96.9	11	97.6	10	97.3	9	98.2	9	98.4	9
釧路市	92.6	31	93.7	30	94.7	25	96.6	20	96.9	22
帯広市	96.8	13	97.1	11	96.9	11	97.7	12	97.7	12
北見市	96.0	20	96.4	18	96.2	16	96.8	18	97.3	17
夕張市	94.5	26	95.0	25	92.4	29	93.6	31	91.1	32
岩見沢市	96.6	15	97.0	12	96.7	14	97.5	13	97.5	13
網走市	94.7	25	94.6	26	93.8	27	95.7	27	96.1	26
留萌市	95.9	22	96.6	16	97.0	10	97.9	11	98.3	10
苫小牧市	96.5	17	96.6	16	95.9	21	96.8	18	96.9	22
稚内市	93.0	30	93.2	31	92.3	30	93.5	32	94.1	30
美唄市	92.6	31	92.8	32	92.6	28	94.3	30	93.3	31
芦別市	94.5	26	94.4	27	94.6	26	94.9	28	94.8	29
江別市	97.9	6	98.1	7	97.8	8	98.3	8	98.3	10
赤平市	96.9	11	96.7	14	96.8	12	96.5	23	95.9	27
紋別市	96.6	15	96.1	20	95.5	23	96.6	20	97.2	19
士別市	97.8	7	99.4	1	99.6	1	99.6	1	99.6	1
名寄市	98.9	1	98.9	2	99.4	2	99.4	2	99.2	2
三笠市	91.7	33	91.4	33	90.9	33	90.3	33	90.1	33
根室市	97.1	10	95.5	23	96.1	18	96.2	26	96.2	25
千歳市	98.0	4	98.6	4	91.2	32	98.8	6	98.8	6
滝川市	89.1	34	89.7	34	89.5	34	89.6	34	89.7	34
砂川市	98.6	3	98.6	4	98.6	3	98.9	4	99.2	2
歌志内市	95.1	24	95.3	24	96.0	19	96.4	24	97.3	17
深川市	96.0	20	96.2	19	96.2	16	96.3	25	96.4	24
富良野市	96.3	18	96.7	14	96.5	15	97.2	14	97.5	13
登別市	93.4	28	94.1	28	91.8	31	94.7	29	95.9	27
恵庭市	97.6	9	97.9	9	98.0	6	98.5	7	98.7	7
伊達市	97.8	7	98.0	8	98.0	6	98.2	9	98.6	8
北広島市	98.0	4	98.4	6	98.4	4	98.9	4	99.0	4
石狩市	93.4	28	94.0	29	95.3	24	96.6	20	97.4	16
北斗市	96.2	19	96.0	22	96.8	12	96.9	16	97.0	20
全道平均	96.8	—	97.1	—	96.4	—	97.4	—	97.5	—

※全道市長会税務主管者会議資料より

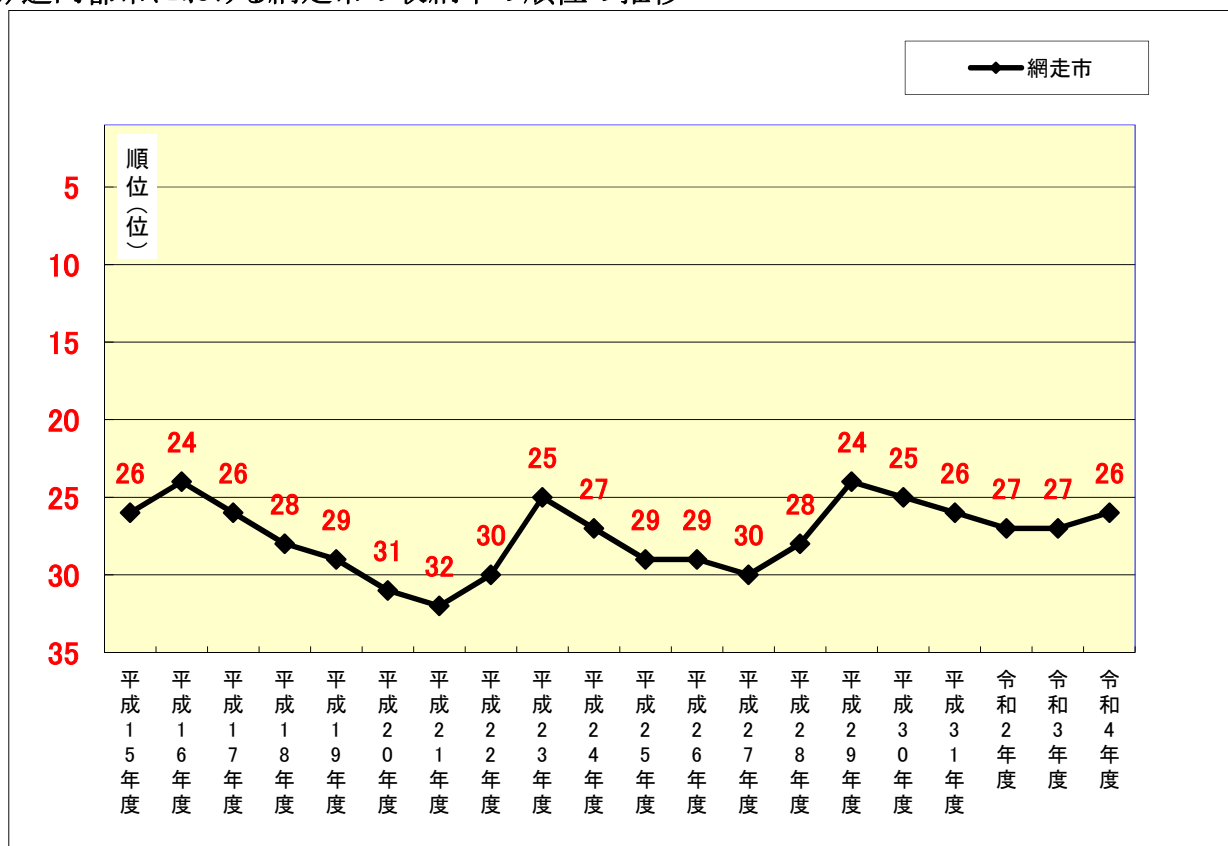
3. 道内都市の市税収納率等の推移

※北海道内35市

(1) 道内都市の収納率の推移



(2) 道内都市における網走市の収納率の順位の推移



4. 地方税の税率等の推移 - 1 -

区分		昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
市 税	個人	- 均等割 標準税率 400～ 800円 制限税率 500～1,000円 - 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 - 賦課期日 8月1日	- 均等割 標準税率 400～ 800円 制限税率 500～1,000円 - 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 - 賦課期日 8月1日	賦課期日 1月1日 (当該年度の初日の属する年)	- 所得割 第1課税方式 - 賦課制限 課税総所得金額 の100分の10	- 均等割 標準税率 200～600円 制限税率 300～800円 - 所得割 各課税方式に賦課制限 100分の7.5 - 所得税の税源を譲渡して 道府県民税を創設
	法人	均等割 1,200～2,400円	均等割 1,200～2,400円	法人税割 標準税率 100分の12.5 制限税率 100分の15		法人税割の創設 標準税率 100分の7.5 制限税率 100分の9.0
固定資産税		- 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% - 免税点 資産の合計が3万円未満 - 地租、家屋付加税の廃止	- 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% - 免税点 資産の合計が3万円未満 - 地租、家屋付加税の廃止		住宅建設促進のため15坪 以下の専用住宅新築に対 し税額を3年間 2分の1に に軽減する	- 税率 標準税率100分の1.5 制限税率100分の2.5 - 免税点 償却資産 5万円 - 不動産取引税創設 (道府県民税)
消費税		税率 100分の10	税率 100分の10			
電気税						
その他		- 自転車荷車税 - 木材引取税 - 鉱産税 - 犬税 - 広告税 - 接客人税 - ミシン税 - シャウプ勧告に基づく地方税 - 制度の大改革	- 自転車荷車税 - 木材引取税 - 鉱産税 - 犬税 - 広告税 - 接客人税 - ミシン税 - シャウプ勧告に基づく地方税 - 制度の大改革		- 広告税の廃止 - 接客人税の廃止	- 自転車税と荷車税を自転 車税に統合 - 原動機付自転車 500円

4. 地方税の税率等の推移 - 2 -

区分		昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年
市 民 税	個人		・所得割 第1課税方式の税率引下 ・標準税率 100分の15 ・制限税率 100分の18	・所得割 第2課税方式及び第3課税方式について、標準税率を法制化した	・所得割 第1課税方式の税率引上 ・標準税率 100分の18.5 ・制限税率 100分の22.0	・所得割 第1課税方式の引上 ・標準税率 100分の20 ・制限税率 100分の24	
	法人	・法人税割 標準税率 100分の8.1 制限税率 100分の9.7					
固定資産税		・税率 標準税率100分の1.4 制限税率100分の2.5 ・免税点 償却資産 10万円 ・大規模償却資産に対する特例並基準年度制限創設	・国有資産等所在市町村交付制度が創設 ・公社有資産所在市町村納付制度が創設 ・評価替基準年度		・評価基準年度	・制限税率 100分の2.1 ・免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	
たばこ消費税			・税率 100分の9		・税率 100分の11		
電気税							
その他		・原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円	・都市計画税を創設 ・制限税率 100分の0.2	・木材引取税引下げ 100分の40 ・助成交付金の創設 ・入湯税を目的税化 1人1日 20円	・木材引取税税率引下げ 100分の2 ・自転車荷車税廃止 ・原動機付自転車を軽自動車及び二輪小型自動車と統合し軽自動車とした 二輪小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円		

4. 地方税の税率等の推移 - 3 -

区分		昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年
市 民 税	個人	・所得割 第1課税方式の引上 ・標準税率 100分の20 ・制限税率 100分の24	・基礎控除 9万円 ・扶養控除 1人目 7万円 2人目以降 3万円 ただし、前年の合計所得金額が、5万円を超える配偶者がある場合 1人目 5万円 ・所得割 税率の軽減 (38年度から実施)		・準拠税率を標準税率に改め制限税率は標準税率の1.5倍 (40年度から実施) ・累進課税の緩和	・非課税範囲の拡大 20万円から22万円 ・給与所得控除引上げ	・基礎控除 10万円 ・配偶者控除の新設 8万円 ・扶養控除 第1人目 6万円 第2人目 4万円 ・専従者控除 青 10万円 白 6万円 ・非課税範囲の拡大 24万円 ・給与所得控除の引上げ ・退職所得の課税の特例
	法人		・法人税割 資本金1億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正	・法人税割 100分の8.4			・法人税割 100分の8.9 (経過措置 8.65%)
固定資産税		・制限税率 100分の2.1 ・免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円			・新評価制度に基づく土地の負担調整(39～40) ・専住2分の1軽減 対象面積25坪 ・免税点土地 24,000円	・大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた	・負担調整措置 3倍以下 1.1 3倍 超8倍以下 1.2 8倍 超 1.3 ・免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円
消費税			・税率 100分の12 ・従価制から従量制に変更	・税率 100分の13.4	・税率 100分の15		
電気税			・税率 100分の9	・税率 100分の8	・税率 100分の7	・免税点 400円	
その他					・軽自動車 四輪のもの 乗用 4,500円		・都市計画税負担調整措置 3倍以下 1.3 3倍 超8倍以下 1.6 8倍 超 1.9

4. 地方税の税率等の推移 - 4 -

区 分		昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年
市 民 税	個 人	・専従者控除 - 青 12万円 - 白 8万円 ・非課税範囲の拡大 26万円 ・税額控除を所得控除へ移行 (43年から適用) ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 10万円 ・配偶者控除の新設 9万円 ・扶養控除 - 第1人目 8万円 - 第2人目 6万円 ・専従者控除 - 青 17万円 - 白 11万円 ・非課税範囲の拡大 28万円 ・障害者控除 6万円 ・生命保険料控除 2.5万円 ・共済掛金制度の新設 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 12万円 ・配偶者控除 10万円 ・扶養控除 6万円 ・障害者控除 7万円 ・特障害控除 9万円 ・非課税範囲拡大 30万円 ・専従者控除 - 青 限度額廃止 - 白 15万円 ・給与所得控除の引上げ ・特別徴収の12回制	・基礎控除 13万円 ・配偶者控除 11万円 ・扶養控除 8万円 ・障害者控除 8万円 ・特障害者控除 10万円 ・非課税範囲拡大 32万円 ・譲渡所得の分離課税の特例 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 14万円 ・配偶者控除 13万円 ・扶養控除 10万円 ・障害者控除 9万円 ・特障害者控除 11万円 ・非課税範囲拡大 35万円 ・配偶者がいない1人目 11万円 ・給与所得控除の引上げ ・生命保険料控除限度額の引上げ 2.75万円
	法 人	・均等割 - 資本金1千万円超法人 4,000円 - 資本金1千万円超以下 2,400円 ・制限税率 5,000円			・法人税割 100分の9.1	
	固 定 資 産 税	・大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた		・専用住宅の軽減 - 対象面積が25坪から30坪に拡大	・負担調整措置 3倍未満 1.1 3倍以上8倍未満 1.2 8倍以上25倍未満 1.3 25倍以上 1.4	
た ば こ 消 費 税		・税率 100分の18.1				
電 気 税				・免税点 500円	・免税点 600円	・免税点 700円
そ の 他		・農業所得標準協議会が設置 (農業所得の市町村譲渡を目的)	・軽自動車税 - 原動機付自転車及び農耕用特殊自動車に係る月割り課税を廃止		・都市計画税負担調整措置 2倍未満 1.3 2倍以上4倍未満 1.6 4倍以上 1.9	

4. 地方税の税率等の推移 - 5 -

区分		昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
市	個人	- 基礎控除 15万円 - 配偶者控除 14万円 - 扶養控除 配偶者がいない1人目 12万円 - 障害者控除 10万円 - 特障害者控除 12万円 - 非課税範囲拡大 38万円 - 白色専従者控除の引上げ 17万円 - 給与所得控除の引上げ	- 基礎控除 16万円 - 配偶者控除 15万円 - 扶養控除 12万円 配偶者がいない1人目 14万円 - 障害者控除 12万円 - 特別障害者控除 14万円 - 老人控除の新設 14万円 - 非課税範囲拡大 43万円 - 給与所得控除の引上げ - 退職所得控除額の引上げ	- 基礎控除 18万円 - 配偶者控除 18万円 - 扶養控除 14万円 配偶者がいない1人目 16万円 - 障害者控除 13万円 - 特別障害者控除 16万円 - 老人控除の新設 16万円 - 寡婦控除 13万円 - 非課税範囲拡大 50万円 - 退職所得控除額の引上げ	- 基礎控除 19万円 - 配偶者控除 19万円 - 扶養控除 17万円 配偶者がいない1人目 19万円 - 障害者控除 16万円 - 特別障害者控除 19万円 - 老人控除の新設 19万円 - 寡婦控除 16万円 - 非課税範囲拡大 60万円 - 退職所得控除額の引上げ	- 均等割 標準課税 700～1,700円 - 制限課税1,000～2,200円 - 非課税範囲拡大 70万円 - 白色専従者控除の引上げ 40万円
	法人			- 均等割 標準税率 100分の12.1 - 制限税率 100分の14.5		- 均等割の引上げ 1号～40千円 2号～20千円 3号～12千円
固定資産税			- 住宅用地に対する課税標準の特例 - 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	小規模住宅用地(200㎡)に対する課税標準の特例		負担調整措置 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3
消費税						
電気税		免税点 800円	- 税率 100分の6 - 免税点 1,000万円	免税点 1,200円	- 税率 100分の5 - 免税点 2,000万円	
その他		入湯税の改正 (昭和47.4.1) 標準税率 40円	- 特別土地保有税の創設 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3.0 - 都市計画税の評価額課税		入湯税 100円/1人1日	1) 原動機付自転車 50cc～ 650円 50cc～90cc 1,000円 90cc超 1,300円 2) 軽自動車及び小型特殊自動車 営業用 5,200円 二輪 2,000円 四輪乗用 自家用 5,900円 貨物 営業用 2,900円 三輪 2,600円 3) 二輪の小型自動車 3,300円

4. 地方税の税率等の推移 ―6―

区分		昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年
市 民 税	個人	・基礎控除 20万円 ・配偶者控除 20万円 ・扶養控除 19万円 ・障害者控除 18万円 ・特障害控除 18万円 ・非課税範囲拡大 80万円 配偶者がいない1人目 20万円 ・老人控除 20万円	・老人控除 21万円	・基礎控除 21万円 ・配偶者控除 21万円 ・扶養控除 20万円 配偶者がいない1人目 21万円 ・障害者控除 19万円 ・特障害者控除 21万円 ・老人控除 21万円 ・寡婦控除 19万円 ・老年者控除 21万円	・均等割 標準課税1,000～2,000円 制限課税1,400～2,600円 ・基礎控除 22万円 ・配偶者控除 22万円 ・扶養控除 22万円 ・老人扶養控除 同居老親 26万円 同居老親以外 23万円 ・障害者控除 21万円 ・特障害者控除 23万円 ・高齢者控除 21万円 ・寡婦控除 21万円	・配偶者控除 老人控除対象配偶者 23万円 上記以外の配偶者 22万円 ・寡婦控除 21万円
	法人	・均等割の引上げ 1号～134千円 2号～ 40千円 3号～ 13千円	・均等割の改正及び引上げ 1号 1,000千円 2号 560千円 3号 134千円 4号 40千円 5号 13千円			・法人税割の税率引上げ
固定資産税				・負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3 農地 1.15倍以下 1.05 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.3倍超 1.2		
消費税						
電気税		・免税点 2,400円	・特別土地保有税審議会の設置		・免税点 3,600円	
その他			・都市計画税制限税率引上 100分の0.3%	1)原動機付自転車 50cc～ 700円 50cc～90cc 1,100円 90cc超 1,450円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪 2,200円 四輪乗用営業用 5,200円 四輪乗用自家用 6,500円 貨物営業用 2,900円 貨物自家用 3,650円 三輪 2,850円 3)二輪の小型自動車 3,650円		・軽自動車税の月割課税廃止

4. 地方税の税率等の推移 -7-

区分		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年
市	個人	・所得割 みなし法人所得 みなし法人税額相当 所得税額の12.3%	・配偶者控除 老人控除対象配偶者 23万円 同居特別障害者の配偶者 25万円 上記以外の配偶者 22万円 ・扶養控除 同居特別障害者 25万円 上記以外の者 22万円	・基礎控除 26万円 ・配偶者控除 老人控除対象配偶者 27万円 同居特別障害者の配偶者 30万円 上記以外の配偶者 36万円 ・扶養控除 同居特別障害者 26万円 上記以外の者 26万円 ・老人扶養控除 同居老親 31万円 同居老親以外 27万円 ・障害者控除 24万円 ・特別障害者控除 26万円 ・寡婦控除 24万円 ・寡夫控除 24万円 ・勤労学生控除 24万円 (臨時特例法により基礎、配偶者扶養控除に7千円加算含む)	・均等割 標準課税 1,500～2,500円 制限課税 2,000～3,200円
		税 法	・均等割の改正及び引上げ 1号 150万円 4号 10万円 2号 100万円 5号 8万円 3号 27万円 6号 2.7万円	・均等割の改正及び引上げ 1号 3,600千円 2号 2,100千円 3号 480千円 4号 180千円 5号 144千円 6号 48千円	
市	個人	・負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍～1.5倍 1.15 1.5倍～1.7倍 1.2 1.7倍～1.9倍 1.3 1.9倍超			・負担調整措置 宅 地 農 地 1.3倍以下 1.1 1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超
		固定資産税			
たばこ	消費税				・従価割 100分の14.3 ・従量割 1、000本につき350円
電	電気税				
そ	その他			・軽自動車税 1)原動機付自転車 50cc～ 1,000円 50cc～90cc 1,200円 90cc超 1,600円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 5,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 二輪 2,400円 三輪 3,100円 3)二輪の小型自動車 4,000円	・軽自動車税 ミニカーの新設 2,500円

4. 地方税の税率等の推移 -8-

区 分		昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年度
市 民 税	個 人	・配偶者控除 同居特別障害者の配偶者 34万円 ・扶養控除 同居特別障害者 34万円		・基礎控除 28万円 ・配偶者控除 老人控除対象配偶者 29万円 同居特別障害者の配偶者 36万円 上記以外の配偶者 28万円 ・扶養控除 同居特別障害者 36万円 上記以外の者 28万円 ・老人扶養控除 同居老親 33万円 同居老親以外 29万円 ・配偶者特別控除 配偶者の所得に応じ14万円まで ・所得割 税率 3%～ 12%(7段階) ・所得の賦課制度の廃止 ・白色申告者の配偶者に係る事業専従者控除額 60万円	・均等割が非課税となる場合の世帯員等の数に乗ずる金額 26万円 ・所得割の非課税限度額の改正 320,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+90,000円以下 (ただし、単身者については、320,000円以下) ・所得割税率 120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11% ・有価証券譲渡益課税制度の創設 H2.4.1施行 ・資産所得の合算課税制度の廃止 H2.4.1施行
	法 人				
	税 法 人				
固 定 資 産 税				・負担調整措置 宅地 農地 1.15倍以下 1.05 1.075倍以下 1.025 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.075倍超1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超 専用住宅の軽減対象面積が40m ² 以上200m ² 以下に改正 国有資産等所在市町村交付金法 (法の題名改正及び一部改正)	・低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正、期間の延長 26年→28年(課税免除適用期間H元.1021～H3.10.20) ・低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正 (取得価格19,000千円→21,000千円) ・日本国有鉄道改革法の施行に伴い、給付金制度が廃止され、全面的に固定資産税体系に移行
た ば こ 消 費 税		・従価割 100分の14.3 (課税標準から10%控除) ・従量割			・名称をたばこ税に改める ・税率 1,000本につき、1,997円(旧3級品は、1,000本につき948円)
電 気 税					・廃止
そ の 他				・端数計算の基準額 ・地方税の確定額の端数(100円未満)切り捨て ・延滞金・加算金・還付加算金の確定金額の全額が1,000円未満のときは切り捨て ・2以上の納期に分割する場合の納期ごとの端数又はその分割金額は、1,000円未満につき最初の納期に合算 ・特別徴収の市民税については、100円未満を最初の納期に合算	・軽自動車税 平成2年排出ガス規制適合車の税率を平成元年度及び平成2年度に限り、昭和59年度改正前の税率を適用 電気自動車にかかる軽減税率の特例措置を平成2年度まで延長 ・ガス税の廃止 ・木材取引税の廃止 ・特別土地保有税 非課税措置を創設(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の適用を受ける土地等) ・都市計画税 課税標準の特例措置の延長(倉庫業法の適用を受ける倉庫等)

4. 地方税の税率等の推移 - 9 -

区 分		平成2年度				平成3年度																																																																																																																																									
市 民 税	個 人	・均等割が非課税となる場合の世帯員数に乗ずる金額 28万円				・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+40,000円以下 (ただし単身者については、280,000円以下)																																																																																																																																									
		・所得割の非課税限度額の改正				・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+150,000円以下 (ただし単身者については、340,000円以下)																																																																																																																																									
						・所得税率																																																																																																																																									
						160万以下の金額 3%																																																																																																																																									
						160万円を超える金額 8%																																																																																																																																									
						550万円を超える金額 12%																																																																																																																																									
		<table><tr><th colspan="3">控 除 の 種 類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><th colspan="3">基 礎 控 除</th><td>300,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td><td>一般の控除対象配偶者</td><td>510,000</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>560,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>350,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>420,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>510,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>630,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td colspan="2">一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="3">老 齢 者 控 除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td colspan="2">一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="3">寡 夫 控 除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td><td>260,000</td></tr></table>				控 除 の 種 類			控除額(円)	基 礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者		260,000	特別障害者		280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦		260,000	特別の寡婦		300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000	<table><tr><th colspan="3">控 除 の 種 類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><th colspan="3">基 礎 控 除</th><td>300,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td><td>一般の控除対象配偶者</td><td>510,000</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>560,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>350,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>420,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>510,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>630,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td colspan="2">一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="3">老 齢 者 控 除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td colspan="2">一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="3">寡 夫 控 除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td><td>260,000</td></tr></table>				控 除 の 種 類			控除額(円)	基 礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者		260,000	特別障害者		280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦		260,000	特別の寡婦		300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000
		控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																										
		基 礎 控 除			300,000																																																																																																																																										
		配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																										
老人控除対象者配偶者			350,000																																																																																																																																												
同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者		510,000																																																																																																																																												
	老人控除対象配偶者		560,000																																																																																																																																												
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																												
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																												
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																												
		同居老親等	420,000																																																																																																																																												
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																												
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																												
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																												
		同居老親等	630,000																																																																																																																																												
障害者控除	一般の障害者		260,000																																																																																																																																												
	特別障害者		280,000																																																																																																																																												
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																												
寡婦控除	一般の寡婦		260,000																																																																																																																																												
	特別の寡婦		300,000																																																																																																																																												
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																												
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																												
控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																												
基 礎 控 除			300,000																																																																																																																																												
配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																												
	老人控除対象者配偶者		350,000																																																																																																																																												
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000																																																																																																																																												
		老人控除対象配偶者	560,000																																																																																																																																												
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																												
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																												
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																												
		同居老親等	420,000																																																																																																																																												
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																												
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																												
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																												
		同居老親等	630,000																																																																																																																																												
障害者控除	一般の障害者		260,000																																																																																																																																												
	特別障害者		280,000																																																																																																																																												
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																												
寡婦控除	一般の寡婦		260,000																																																																																																																																												
	特別の寡婦		300,000																																																																																																																																												
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																												
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																												
固 定 資 産 税		・免税点																																																																																																																																													
		土地 30万円																																																																																																																																													
		家屋 20万円																																																																																																																																													
		償却資産 150万円																																																																																																																																													
そ の 他																																																																																																																																															

4. 地方税の税率等の推移 — 10 —

区 分		平成4年度	平成5年度	平成6年度																												
市 民 税	個 人	・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+70,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (70,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)	・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+110,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (110,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)																													
		・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+190,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (190,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)	・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+250,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (250,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)																													
	法 人	・地縁団体による団体の法人市民税減免規定創設	・特別減税の実施 H6.4.1施行 (平成6年度分の所得割に限る)	・法人市民税均等割の変更 H6.4.22施行																												
			・均等割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 280,000円×A+150,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額)	1号法人 3,600,000 円																												
			・所得割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 340,000円×A+300,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額)	2号法人 2,100,000 円																												
				3号法人 492,000 円																												
				4号法人 480,000 円																												
				5号法人 192,000 円																												
				6号法人 180,000 円																												
				7号法人 156,000 円																												
				8号法人 144,000 円																												
				9号法人 60,000 円																												
固 定 資 産 税				・新築住宅の軽減措置の改正 (H5.1.2～H7.1.1新築分) 軽減対象面積 100m ² ～120m ² (平成6年～8年)																												
				・住宅用地の特例率の拡大 住宅用地 1/2 → 1/3 小規模住宅用地 1/4 → 1/6																												
				・評価上昇割合の高い宅地に係る特例措置の導入 上昇率が1.8倍を超え4倍以下 価格の3/4 4倍を超え7.5倍以下 価格の2/3 7.5倍を超えるもの 価格の1/2																												
				<table><tr><th>用途の区分</th><th>上昇率の区分</th><th>負担調整率 (%)</th></tr><tr><td rowspan="5">1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)</td><td>1.8倍以下のもの</td><td>1.050</td></tr><tr><td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td><td>1.100</td></tr><tr><td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td><td>1.150</td></tr><tr><td>5.0倍を超えるもの</td><td>1.200</td></tr><tr><td rowspan="5">2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)</td><td>1.8倍以下のもの</td><td>1.050</td></tr><tr><td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td><td>1.100</td></tr><tr><td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td><td>1.150</td></tr><tr><td>5.0倍を超え、9.0倍以下のもの</td><td>1.200</td></tr><tr><td></td><td>9.0倍を超えるもの</td><td>1.250</td></tr></table>	用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)	1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超えるもの	1.200	2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200		9.0倍を超えるもの	1.250
用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)																														
1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050																														
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																														
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																														
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																														
	5.0倍を超えるもの	1.200																														
2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050																														
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																														
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																														
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																														
	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200																														
	9.0倍を超えるもの	1.250																														
				・地方税法の改正 信用金庫等の事務所・倉庫について非課税規定が廃止され、課税標準の1/2が課税 ただし、経過措置が講じられ、特例率が平成13年度まで適用																												
				平成 6・7年度 1/10																												
				平成 8・9年度 2/10																												
				平成10・11年度 3/10																												
				平成12・13年度 4/10																												
				平成14年度以降 5/10																												

4. 地方税の税率等の推移 - 11 -

区分		平成7年度	平成8年度	平成9年度																																																					
市	個	・所得割税率 200万円以下の金額 3% 700万円以下の金額 8% 700万円超の金額 11%	・扶養親族、控除対象配偶者等の所得要件の緩和 合計所得金額 38万円以下 ・白色事業専従者控除額の引上げ 配偶者 86万円以下 配偶者以外 50万円以下 ・長期譲渡所得に係る税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 課税標準額 4,000万円超 6.0% ・給与所得控除額の拡充	・個人住民税における税源移譲に伴い、課税標準額が700万円を超える所得割税率改正 (道府県と市町村間の税率配分の見直し) 現行 100分の11 →改正 100分の12 ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率の改正 現行 100分の 8 →改正 100分の 9 ・超短期所有土地の譲渡に係る、課税事業所等の金額に適用される税率の改正及び適用年限の5年間延長 現行 100分の11 →改正 100分の12 ・個人住民税の特別減税の廃止																																																					
		<table><tr><th colspan="2">控除の種類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><th colspan="2">基礎控除</th><td>330,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td>一般の控除対象者配偶者</td><td>330,000</td></tr><tr><td>老人控除対象者配偶者</td><td>380,000</td></tr><tr><td>同居特別障害者である一般の控除対象配偶者</td><td>540,000</td></tr><tr><td>同居特別障害者である老人控除対象配偶者</td><td>590,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>330,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>410,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>450,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>540,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>620,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>590,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>660,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td>一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="2">高齢者控除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td>一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">寡夫控除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">勤労学生控除</td><td>260,000</td></tr></table>	控除の種類		控除額(円)	基礎控除		330,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000	老人控除対象者配偶者	380,000	同居特別障害者である一般の控除対象配偶者	540,000	同居特別障害者である老人控除対象配偶者	590,000	扶養控除	一般の扶養親族		330,000	特定の扶養親族		410,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000	同居老親等	450,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	540,000	特別扶養親族	620,000	同居老親等以外扶養親族	590,000	同居老親等	660,000	障害者控除	一般の障害者	260,000	特別障害者	280,000	高齢者控除		480,000	寡婦控除	一般の寡婦	260,000	特別の寡婦	300,000	寡夫控除		260,000	勤労学生控除		260,000
控除の種類		控除額(円)																																																							
基礎控除		330,000																																																							
配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000																																																							
	老人控除対象者配偶者	380,000																																																							
	同居特別障害者である一般の控除対象配偶者	540,000																																																							
	同居特別障害者である老人控除対象配偶者	590,000																																																							
扶養控除	一般の扶養親族		330,000																																																						
	特定の扶養親族		410,000																																																						
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000																																																						
		同居老親等	450,000																																																						
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	540,000																																																						
		特別扶養親族	620,000																																																						
		同居老親等以外扶養親族	590,000																																																						
		同居老親等	660,000																																																						
障害者控除	一般の障害者	260,000																																																							
	特別障害者	280,000																																																							
高齢者控除		480,000																																																							
寡婦控除	一般の寡婦	260,000																																																							
	特別の寡婦	300,000																																																							
寡夫控除		260,000																																																							
勤労学生控除		260,000																																																							
民	人																																																								
税	人																																																								
固	定	資	産	税																																																					
固	定	資	産	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
定	資	産	税	税																																																					
							</																																																		

4. 地方税の税率等の推移 -12-

区分		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度														
市	個人	・非課税限度額の引上げ (条例第20条第2項、第37条の3) 現行改正 均等割非課税限度額の引上げ28万円 → 29万円 所得割非課税限度額の引上げ34万円 → 35万円 ・特別減税、追加特別減税の実施 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設	・個人市民税課税標準特例措置の改正 所得割課税標準算定根拠のうち「租税法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用 所得割課税標準算定根拠のうち「租税法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用を平成11年度以降書く年度について適用しないこととした ・最高税率の引下げ 個人住民税所得割税率のうち課税標準700万円超の税率を現行12%を10%に改正 ・非課税限度額の引上げ 個人住民税所得割税率の非課税限度額に加算される額を現行30万円を31万円に改正 ・居住用財産の買い換えの譲渡損失繰越控除制度の創設(所有5年超の居住財産) ・定率減税の実施 個人住民税所得割額の15%を控除(控除限度4万円) ・個人の土地等の譲渡に係る改正 長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日から12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分</td><td>4.0%</td><td rowspan="2">4.0%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分</td><td></td><td rowspan="2">5.5%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分</td><td>6.0%</td></tr></table> 個人の超短期(2年以下)の譲渡益課税に対する分離課税制度の廃止 (平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止)	区 分		改正前	改正後	特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%	特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%	特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分		5.5%	特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%	・個人市民税非課税限度の引上げ 所得割の非課税基準額 31万円 → 32万円に引上げ 均等割の非課税基準額 15万円 → 16万円に引上げ ・肉用牛の売却に係る課税特例の期限延長 ・肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用期限を5年延長(平成18年度迄)する	・土地等の譲渡益課税の特例の延長 ・長期譲渡所得の課税の特例制度(税率軽減の特例)を3年延長(平成16年度迄)する ・優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の特例の延長 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例措置を3年間延長する ・株式譲渡益課税の特別控除制度の創設(平成13.10.1施行) ・長期所有上場株式を譲渡した場合、100万円の特別控除の特例を創設する ・商品先物取引所得の申告分離課税制度の創設 ・商品先物取引による差益金について、他の所得と分離して4%の税率で課税する
		区 分		改正前	改正後														
特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%																	
特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%																		
特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分		5.5%																	
特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%																		
税	法人	・条例第37条の2の改正 (日本銀行法改正による) ・特定非営利活動促進法(NPO法) 同法により認証を受けた団体が法人格を有することの改正(H10.12.1施行)		・特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例の創設 ・特定中小会社の株式を一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得を2分の1とする 特例の創設(エンジェル税制)															
	固定資産税	・課税台帳等の電磁的記録による作成を可能とする改正(条例第68条) ・高圧ガス保安協会が一定業務の用に供する家屋、償却資産に係る固定資産税の課税標準特例措置の見直し	・固定資産税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正	・固定資産税の負担調整措置 宅地、農地に係る固定資産税の負担水準の均衡化を促進する措置を平成9年度評価替えに引き続き実施する	・被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設 震災等の事由により住宅が滅失・損壊した場合、発生後2年度間に限り、住宅用地とみなして課税標準の特例措置の特例を創設する														
	その他	・特別土地保有税関係の改正(119条の11) ・土地区画整理事業等の施行により、使用収益停止の土地について税負担を求めない ・恒久的建物等の用に供する予定の土地に係る、徴収猶予及び納税義務免除制度の創設 ・取得価格の修正措置(条例第119条の12) ・下落した土地に係る取得価格を簡易な方法により修正可能とした ・都市計画税関係 都市計画税課税標準特例措置の創設等(条例第122条) ・納税管理人制度についての条例改正(第22条、23条、52条、53条、111条の5・6、119条の2・3) ・納税者の便宜を図るための改正	・地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(国税と地方税の割合改正) 千本当たり税率現行2,434円を2,668円に引上げ 千本当たり税率現行1,155円を1,266円に引上げ(旧3級品) ・都市計画税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正	・都市計画税の負担調整措置 についても、固定資産税と同様の措置とする	・都市計画税についても、固定資産税と同様の措置とする														

4. 地方税の税率等の推移 - 13 -

区分		平成14年度	平成15年度	平成16年度												
市 民 税	個人	・道府県民税としての配当割の創設(16年分～適用) ・特定配当の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から20年3月までは3%) 概ね3分の2を市町村に按分して交付 ・道府県民税としての株式等譲渡所得割の創設 (16年分から適用) ・特定株式等譲渡の対価の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から19年12月までは3%) ・概ね3分の2を市町村に按分して交付 ・配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止(17年度から適用) ・所有期間が1年を超える特定株式等譲渡所得から100万円を控除する特例を廃止し、税率を16年度分から20年度分まで3%(道1%、市2%)の特例措置を講ずる ・商品先物取引に係る雑所得に係る課税の特例について、有価証券先物に係る雑所得を加え、税率を5%(道1.6%,市3.4%)に引き下げる ・個人市民税の非課税限度額の引上げ 均等割非課税限度額 16万円 → 20万円 所得割非課税限度額 32万円 → 36万円 ・株式譲渡益課税の特例控除制度(100万円控除)の延長(平成17年12月31日まで) ・長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正	・高齢者控除の廃止(18年度から適用) ・公的年金控除の縮小、最低控除額を120万円に引き下げる(18年度から適用) ・均等割を全国一律3,000円とする(16年度から適用) ・夫と家計をひととする妻(100万円超えの収入のある)の均等割非課税の措置を廃止(17年度から適用、17年度は2分の1) ・住宅ローン減税の1年間延長 ・5年を超える保有期間の土地を譲渡したときの税率を5%に引き下げる ・5年以内の保有期間の土地を譲渡したときの税率(所得税と住民税)を39%に引き下げる ・公募型株式投資の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を10% ・未上場株の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を20%に引き下げ	・住居用財産の買換えの譲渡損失繰越控除についてついでに借入残高の要件を除外し適用期間を5年間延長 ・H16.1.1からH18.12.31において所有5年超え譲渡損失金額は3年間の繰越控除を認める ・長期譲渡所得に係る100万円の特別控除の廃止 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等課税特例の対象となる特定株式譲渡期間の緩和												
	法人	・政党又は政治団体について、収益事業を行わない限りを均等割非課税とする		・欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる												
	固定資産税	・15年度の評価替えに伴い調整措置を講ずる 宅地等 <table><tr><th>負担水準の区分</th><th>負担統制率</th></tr><tr><td>0.4以上のもの</td><td>1.025</td></tr><tr><td>0.3以上0.4未満のもの</td><td>1.05</td></tr><tr><td>0.2以上0.3未満のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>0.1以上0.2未満のもの</td><td>1.1</td></tr><tr><td>0.1未満のもの</td><td>1.15</td></tr></table> - 商業地等 ・負担水準が0.7を超えるとき、価格の10分の7を乗じた額を課税標準額とした場合の税額 - 住宅用地 ・負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち、0.6以上0.7以下に係る前年度の税額 ・課税明細に負担水準を記載する ・縦覧制度 新に「縦覧帳簿」を調整し納税義務者に提供(他の土地、家屋との比較ができる) 縦覧期間は4月1日から、第1期の納期限まで	負担水準の区分	負担統制率	0.4以上のもの	1.025	0.3以上0.4未満のもの	1.05	0.2以上0.3未満のもの	1.075	0.1以上0.2未満のもの	1.1	0.1未満のもの	1.15	・制限税率(標準税率の1.5倍)の廃止 ・商業地の課税標準額を市町村が独自に引き下げる制度を創設	・家屋の所有者以外の者が取り付け付帯設備に対して課税する固定資産税は、償却資産として取り付け付けた者を納税義務者とする
	負担水準の区分	負担統制率														
0.4以上のもの	1.025															
0.3以上0.4未満のもの	1.05															
0.2以上0.3未満のもの	1.075															
0.1以上0.2未満のもの	1.1															
0.1未満のもの	1.15															
軽自動車税	・軽自動車税 統一様式とする															
たばこ税	・地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(15年7月1日から適用) 千本当たり税率現行2,668円を2,997円に引上げ 千本当たり税率現行1,266円を1,412円に引上げ(旧3級品) ・地方たばこ税の手持課税を行う(15年7月1日適用)		・市町村たばこ税道府県交付金の創設 ・特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について延長の措置													
その他	・ゴルフ場利用税について18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者について非課税とする ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税をしない(審議会の廃止)															

4. 地方税の税率等の推移 — 14 —

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
市民税	個人	- 個人の住民税における合計所得125万円以下の65歳以上の者の非課税措置の廃止 (経過措置により平成18年度は課税額の3分の2、平成19年度は課税額の3分の1を控除) - 肉用牛の売却に係る事業所得の課税特例措置を平成21年まで延長 - 特定中小会社が発行した株式について、一定の要件の下で譲渡所得の金額を2分の1にする2年間の特例措置の延長 - 特定管理会社に係る譲渡所得等の課税の特例の新設	- 個人市民税における非課税限度額の引き下げ ○均等割非課税限度額 控除対象者の数に乘じる額を29万円から28万円に引下げ、控除対象者を有する場合は、18万円を17万円に引下げた額を加算した金額以下を非課税とする ○所得割非課税限度額 控除対象者に1を加えた数に35万円を乗じて得た金額に35万円を32万円に引き下げた金額以下には、所得割を課さない - 税源移譲の改正 所得割の税率を3%・8%・10%を一律6%とする それに伴い個々の納税義務者の負担が増えないよう所得税と市民税の人的控除の差額に基づく負担調整措置(平成19年度住民税から) - 地震保険料控除の創設(平成20年度住民税から) - 条約適用利子等及び条約適用等に係る個人住民税の課税の特例	- 上場株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例を1年延長する - 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例を2年延長する - 租税条約実施特例法に規定する条約適用配当等に係る市民税の課税の特例を1年延長する - 外国の社会保障制度に対して支払った保険料について、社会保険料控除の対象となる特例措置の創設
	法人			信託法の改正に伴い、法人課税信託の受託者となる個人に対し、市民税の法人税が課される
固定資産税		「土地登記簿」「建物登記簿」を登記簿に統一 - 被災住宅用地において避難指示等解除後の特例措置の創設	- 住宅用地の課税標準に係る特例措置の追加 文化財保護法に規定する家屋の敷地についても対象とする - 耐震改修促進税制の創設 - 土地の負担調整措置の改正 宅地等に係る課税標準額の積算が負担調整率を乗じる方法から負担水準の一定割合まで、新評価額の5%を加えた額とする	鉄軌道用地のうち、複合的に利用されている土地の評価を、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により案文し評価を行い、その両者を合算して評価額とする
軽自動車税				
たばこ税			たばこ税の税率の改正(平成18年7月1日から適用) 千本当りの税率現行2,977円を3,298円に引上げ 千本当りの税率現行1,412円を1,564円に引上げ(旧3級品)	
入湯税				
その他				

4. 地方税の税率等の推移 — 15 —

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市 民 税	個 人	・寄付金税制の拡充 ・所得控除から税額控除に改め、上限を総所得の25%から30%に引上げ、適用下限額を10万円から5千円に引き下げる ・地方公共団体に対する寄付金(ふるさと寄付金)下限を5千円として、個人住民税所得割額の1割を限度として所得税とあわせて控除する ・寄付金控除の対象に所得税の寄付控除の対象となる寄付金のうち、国、政党寄付金を除いて、控除対象寄付金とする ・65歳以上の公的年金等の受給者からの個人住民税の特別徴収の導入(21年10月から) ・上場株式等に係る配当・譲渡所得の10%(所得税7%、市民税1.8%、道民税1.2%)を廃止し平成20年1月1日からは20%(所得税15%、市民税3%、道民税2%)とする。ただし譲渡所得500以下の部分については2年間10%の経過措置 ・平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択することができる	・所得税の住宅ローン控除の適用者(平成21年から25年までに入居した者に限る)で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額がある場合、個人住民税からその額を控除する ・平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する税率を10%(所得税7%、市民税1.8%、道民1.2%)とする ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成26年度まで5年延長する	・扶養控除の見直し(平成24年度以降適用) 1) 年少扶養控除(16歳未満の者)に係る扶養控除(33万円)を廃止 2) 特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する ・同居特別障害者加算の特例の改組(平成24年度以降適用) - 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養親族又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する ・生命保険料控除の改組(平成25度分以降適用) - 介護保険料控除、一般生命保険料控除、個人年金保険控除(それぞれの適用限度額2.8万円)の合計適用限度額を7万円とする ・非課税口座の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する(平成24年1月1日から)
	法 人	・法人でない社団又は財団で収益事業を行わない者については非課税とする。又、人格のない社団等、公共法人、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用する		
固 定 資 産 税		・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の税額から3分の1(120m²までを限度)を減額する制度の創設 ・旧民法34条に係る非課税対象既存施設については、改正後の取扱にかかわらず平成21年度から平成25年度までは非課税とする特例	・長期優良住宅について、新築5年度分(中高層耐火建築物にあつては7年度分)の課税から2分の1を減額(1戸あたり120m²相当分までに限る)する ・医療関係者の養成所に係る教育用に供する固定資産税の非課税措置の拡充 ・社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する非課税措置の創設 ・商業地等の宅地及び住宅用地の負担調整率の課税の特例を平成21年度から平成23年度まで延長する	
軽自動車税				
たばこ税				・たばこ税の税率の改正(平成22年10月1日から適用) - 千本当りの税率現行3,298円を4,618円に引上げ - 千本当りの税率現行1,564円を2,190円に引上げ(旧3級品)。 ・手持ち品課税の実施
入湯税		・入湯税の税率の改正 - 入湯税の課税免除に日帰り入浴客を加え、税率を100円から150円に平成21年4月1日から施行する		
その他				

4. 地方税の税率等の推移 — 16 —

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
市 民 税	個人	・東日本大震災に係る雑損控除の特例 1) 大震災で生じた住宅、家財等に係る損失金額について、平成23年度個人住民税の課税から所得控除の適用を可能とする 2) 繰越適用期間を3年から5年に延長する ・東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例 - 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても平成25年度分以降の住宅ローン控除の残存期間について、税額控除の継続適用を可能とする	・平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職金について2分の1課税を廃止する ・平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、10%税額控除を廃止する ・東日本大震災の復興財源の確保のため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割の標準税率を500円引上げる(個人道民税も500円引き上げ) 均等割額 市民税 3,000円→3,500円 道民税 1,000円→1,500円 ・東日本大震災により居住できなくなった家屋と合せ、被災者が新規に住宅を取得した場合にも、住宅借入金等特別控除を適用する ・東日本大震災により滅失した居住用財産の敷地の譲渡について、居住用財産の特例を7年間認める	・復興特別所得税の課税に伴い、ふるさと寄附金税額控除のうち、所得税の2.1%分を住民税の税額控除から除く(H26.1.1施行) ・認定こども園等を設置している公益法人等から新たに認定子ども園を設置しようとする公益法人等への非課税財産の譲渡の特例を適用 当該事業の用に供さなくなった場合は、譲受法人を譲渡した個人とみなして個人住民税の所得割を課す(H26.6.1以降の譲渡に適用) ・住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長 消費税8%となった場合は、限度額を136,500円に拡充(東日本大震災の被災者に関しては消費税8%の有無にかかわらず拡充)(H27.1.1施行) ・東日本大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、さらに、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する(H26.1.1施行)
	法人			
固定資産税		・被災した住宅用地に代わる土地を平成33年度末までに取得した場合には、当該土地のうち被災した住宅用地に相当する分について、取得後3年度分は住宅用地とみなす	・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間(H24～H25年度)延長 ・償却資産に係る、いわゆる「わがまち特例」を法律の上下限の範囲内で地方公共団体の条例で定める ・土地の負担調整措置を3年間(H24～H26年度)延長。住宅用地の据置を経過措置の上、H26年度に廃止 ・特定移行一般社団(財団)法人が所有する幼稚園・図書館・博物館で一定の要件を満たすものは、非課税とする ・土地に係る価額の下落修正の特例を3年間延長	・独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の完了に伴い、仮換地に係る納税義務者の特例(使用者課税)を廃止(H25.4.1適用) ・都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫の課税標準の特例(わがまち特例)を3分の2とする(H25.4.1から適用)
軽自動車税		・震災により滅失・損壊した自動車に代わり取得した自動車に係る平成23年度から平成25年度までの軽自動車税を非課税とする		
たばこ税			・法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴い道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。(H25年度から) 道府県たばこ税 1,000本当 1,504円→ 860円 旧3級品 716円→ 411円 市町村たばこ税 1,000本当 4,618円→5,262円 旧3級品 2,190円→2,495円	
入湯税				
その他			・「更正の請求」を行うことができる期間を1年から5年に延長する	・延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更(商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更)(H26.1.1施行)

4. 地方税の税率等の推移 - 17 -

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
市	個人	・給与所得控除にかかる特定支出の見直し ・寄付金税額控除における特例控除額算出方法の見直し ・公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税特例の見直し ・東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出対象期間の特例 ・生活に必要でない資産の範囲拡充 ・雑損控除額の対象となる雑損失の金額の計算方法の見直し ・中小企業等協同組合の一部改正に伴う所要の措置 ・株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 ・非居住者及び外国法人に対する課税原則の見直し ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例	・ふるさと納税の特例控除限度額引上げ ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設 ・未成年者口座における払出し時の特別徴収 ・未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例 ・住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ・所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例 ・扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化 ・非課税限度額制度の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の提出等義務化	・三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入 ・セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 ・空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の導入 ・個人の寄付税制の包括的な見直し (1) 国立大学法人等への個人寄付に係る税額控除制度の導入 (2) 公益法人等への個人寄付に係る税額控除制度の拡充
	法人		・均等割における資本金等の額の見直し ・欠損金の繰越控除制度の見直し ・中小企業者等に係る地方拠点強化税制の創設	・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
固定資産税	税	・住宅用地負担水準100%に(経過措置終了による) ・東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除措置等を1年延長(H26.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H26.4.1施行) ・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設(H26.4.1施行) ・国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設(H26.4.1施行) ・公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入(H26.4.1施行)	・対策勧告等を受けた空き家に係る住宅用地特例の廃止(H27.4.1施行) ・H26までの負担調整措置の仕組みを3年延長(H27.4.1施行) ・【地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入した上で延長】(H27.4.1施行) ①都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設(家屋・償却資産)に係る課税標準の特例措置(2年延長)3/5 ②管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置(3年延長)1/2 ③新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置(2年延長)2/3	・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で2年延長 3/5→4/5に(H28.4.1施行) ・農地法に基づき、勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乗じられている限界収益修正率(H27評価替え0.55)を乗じない評価方法に変更による課税強化を平成29年度から実施(H28.4.1施行) ・所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等(設定期間10年以上)を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置(最初の3年間価格の1/2)を創設(設定期間が15年以上の場合、課税標準を最初の5年間価格の1/2)(H28.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H28.4.1施行) ・防犯上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 2/3(H28.4.1施行) ・わがまち特例を導入した上で延長(H28.4.1施行) ①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(2年延長)2/3 ②津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置(4年延長)1/2 ③認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置(2年延長)4/5 ・中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画が認定された事業者が生産性を高めるため、新たに取得した機械装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 平成29年度課税から3年間1/2(H28.7.1施行)
	軽自動車税		・新税率が採用される	・税制改正により「軽課・重課」の導入により、税率改正が行われる
	たばこ税			・5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本
	入湯税			
	その他			

4. 地方税の税率等の推移 — 18 —

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度
市 民 税	個 人	・給与所得控除の上限額が段階的に引き下げ ・日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化 ・特定配当及び特定株式等譲渡所得の申告に係る文言整理と申告方法、賦課決定を明文化 ・配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年1月1日施行）	・非課税等の基準となる所得金額の引上げ ・所得制限の導入に伴う基礎控除の通減と廃止	・住宅借入金等特別税額控除の拡充 ・ふるさと納税における寄付金税額控除の見直し ・非課税措置の追加（R3.1.1施行）
	法 人		・大企業等における電子申告の義務化	・電子通信回線の故障等における所要の措置
固 定 資 産 税		・居住用超高層建築物に係る固定資産税および不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し ・平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加（H29.4.1施行） ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設（H29.4.1施行） ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入（H29.4.1施行） ・緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設（H29.4.1施行）	・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例割合の基準変更 ・生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設	・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に基づく、特定所有者不明土地を利用する地域福利推進事業による施設に係る土地・償却の固定・都計課税について、5年間2/3に軽減（適用：H31.6.1～H33.3.31） ・高規格堤防整備事業により移転補償を受けた建替家屋の所有者が事業後に再建した家屋の固定税額について、5年間住宅2/3・住宅以外1/3を減額（適用：H31.4.1～H34.3.31）
軽自動車税		・自動車取得税におけるエコカー減税を見直し、2年間延長 ・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について重点化を図り、期間を延長（2年間）		・軽自動車税のグリーン化特例の見直し（期間の延長等） ・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減や非課税等規定の整備
たばこ税		・旧3級品 3,355円／1,000本	・製造たばこ区分と加熱式たばこの創設、及び加熱式たばこの課税標準の見直し ・市たばこ税について、平成30年10月から4年間かけて1本当たり3円引上げる ・旧3級品たばこについて、平成31年3月31日まで経過措置として定められている税率を、平成31年9月30日まで延長する	
入湯税				
その他				

4. 地方税の税率等の推移 - 19 -

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 民 税	個 人	・扶養親族に係る申告書等の改定 [R2.4.1施行] ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長 [R2.4.1施行] ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例の延長 [R2.4.1施行] ・ひとり親に係る非課税及び控除等の変更 [R3.1.1施行] ・払戻請求権における寄附金税額控除の拡充 [R3.1.1施行] ・新型コロナウイルス感染症における住宅借入金等特別税額控除の延長 [R3.1.1施行] ・長期譲渡所得に係る課税特例 [R3.1.1施行]	・扶養親族申告書等の電子提出における要件等の改定 [R3.4.1施行] ・住宅借入金等特別税額控除の特例の延長 [R3.4.1施行]【新型コロナウイルス関係】 ・非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直し(適用要件の限定) [R6.1.1施行] ・寄附金税額控除の対象範囲の見直し(出資に充当する寄附金の除外) [R4.1.1施行] ・医療費控除に係る特例の5年延長(セルフメディケーション税制) [R4.1.1施行]	・寄附金税額控除に関する規定(民法法人に対する寄附を対象から除外) [R4.4.1施行] ・上場株式等に係る配当所得等の課税方式の規定(課税方式を所得税の確定申告書に統一) [R6.1.1施行] ・給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定(退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等の氏名を扶養親族等申告書に記載) [R5.1.1施行] ・住宅借入金等特別税額控除の延長(制度4年延長) [R3.4.1施行] ・適用配当等の課税の特例の規定(所得税の確定申告書に統一) [R6.1.1施行]
	法 人			
固 定 資 産 税	固 定 資 産	・現に所有している者の申告の制度化 [R2.4.1施行] ・使用者を所有者とみなす制度の拡大 [R2.4.1施行] ・再生可能エネルギー発電設備(出力5,000kw以上の水力発電設備)に係る固定資産税の特例割合の改正【わがまち特例】[R2.4.1施行] ・浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設(課税標準を2/3)【わがまち特例】[R2.4.1施行] ・ローカル5Gの設備に係る固定資産税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] ・農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] ・一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] 【新型コロナウイルス関係】 ・生産性革命の実現に向けた中小事業者等の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充[対象に事業用家屋と構築物を追加]【わがまち特例】[R2.4.30施行] ・中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 [R2.4.30施行/※R3年度課税のみ]	・平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の適用延長に関する申告についての規定 [R3.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る土地の負担調整措置の継続(R3～R5年度)と、令和3年度に限り、課税標準額が増加する場合、前年度の課税標準額に据え置く特別措置 [R3.4.1施行/※後半部分はR3年度のみ] ・固定資産税に係る民間事業者による雨水貯留浸透施設整備の特例の創設(課税標準を1/3)【わがまち特例】[法の施行日] ・生産性革命に係る中小事業者等の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の2年延長(償却資産、事業用家屋・構築物) [法の施行日]【新型コロナウイルス関係】	・省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の拡充(工事費要件等の拡充) [R4.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る土地の負担調整措置の規定(令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とする激変緩和措置) [R4.4.1施行] ・固定資産税に係る下水道除害施設の特例の縮減(課税標準を3/4→4/5)【わがまち特例】[R4.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例措置の創設(北海道が貯留機能保全区域として指定した、土地に係る課税標準の割合)(課税標準を3/4)【わがまち特例】[R4.4.1施行]
	税			
軽自動車税		・軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の延長 [R2.4.30施行] [R3.3.31まで延長]	・軽自動車税環境性能割の税率区分の変更及び臨時的軽減(1%軽減)の延長 [R3.4.1施行] ・種別割グリーン化特例の見直し(種別等の重点化・基準の切替・特例期限の延長) [R3.4.1施行]	
たばこ税		・たばこ税の課税免除手続きの簡素化 [R2.4.1施行] ・たばこ税の課税標準となる本数換算(1グラム未満)の変更 [R2.10.1及びR3.10.1施行]		
入湯税				
その他		【新型コロナウイルス関係】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、納税が困難である者への対応(徴収猶予の特例措置創設) [R2年度のみ]		【DV被害者等の支援措置】 ・固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付に係る規定(総務省令で定める措置[住所の削除等]を講じたものを閲覧又は交付することができる) [R4.4.1施行]

4. 地方税の税率等の推移 - 20 -

区 分		令和5年度
市 民 税	個 人	・肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長 [R5.4.1施行] ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例の延長 [R5.4.1施行] ・森林環境税の導入に伴う個人住民税の取り扱いについての規定 [R6.1.1施行] ・給与所得者の扶養親族等申告書の記載の簡素化についての規定 [R7.1.1施行]
	法 人	
固 定 資 産 税		・生産性革命に係る中小事業者等の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の終了 ・マンションの長寿命化に対する特例措置の創設〔課税標準を1/3〕【わがまち特例】 [R5.4.1施行] ・令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の適用延長に関する申告についての規定 [R5.4.1施行]
軽自動車税		・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減(1%分軽減)の終了 ・種別割グリーン化特例期限の延長 [R5.4.1施行] ・特定小型原動機付自転車の種別割の税率の変更 [R5.7.1施行] ・燃費排ガス試験不正を行ったメーカーへの追徴課税の加算割合の引き上げ [R6.1.1施行]
たばこ税		
入湯税		
その他		【地方税統一QRコードによる電子納付の開始】 ・QRコード印字用の様式を規定[R5.4.1施行]

5. 網走市の採用税率の変遷 - 1 -

税 率 年 度	個人市民税		法 人 市 民 税									
	所得割	均等割 (円)	法人税割 (%)	均 等 割 (円) ※下記の号区分は、H20.4.1～適用								
				9号	8号	7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
平成 10 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 11 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 12 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 13 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 14 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 15 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 16 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 17 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 18 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 19 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 20 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 21 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 22 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 23 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 24 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 25 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 26 年	標準	3,500	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 27 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 28 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 29 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 30 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 31 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 2 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 3 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 4 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 5 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万

※個人市民税の均等割について、防災施策に必要な財源確保のため、法により平成26年度～令和5年度まで 3,500円(10年間)

5. 網走市の採用税率の変遷 - 2 -

税 率 年 度	固 定 資産税 (%)	たばこ税 (円/千本)	入湯税 (円)	都 市 計画税 (%)	付 記
平成 10 年	1.4	千本当	100	0.3	・軽自動車税は、各年度標準税率適用 ・たばこ税は、一般(旧3級品以外)の税率
平成 11 年	1.4	2,434円	100	0.3	
平成 12 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 13 年	1.4	2,668円	100	0.3	
平成 14 年	1.4		100	0.3	
平成 15 年	1.4		100	0.3	
平成 16 年	1.4	2,977円	100	0.3	
平成 17 年	1.4		100	0.3	
平成 18 年	1.4		100	0.3	
平成 19 年	1.4	千本当	100	0.3	
平成 20 年	1.4	3,298円	100	0.3	
平成 21 年	1.4		100	0.3	
平成 22 年	1.4		100	0.3	
平成 23 年	1.4	4,618円 千本当	150	0.3	・入湯税 平成23年4月1日から150円
平成 24 年	1.4		150	0.3	
平成 25 年	1.4		150	0.3	
平成 26 年	1.4	5,262円 千本当	150	0.3	
平成 27 年	1.4		150	0.3	
平成 28 年	1.4		150	0.3	・たばこ税 平成30年10月1日～令和2年9月30日 ・法人市民税の法人税割 令和元年10月事業開始以降は、税率8.4% ・軽自動車税環境性能割 特例措置(減免)有 ・たばこ税 令和2年10月1日～令和3年9月30日
平成 29 年	1.4	5,692円 千本当	150	0.3	
平成 30 年	1.4		150	0.3	
平成 31 年	1.4		150	0.3	
令和 2 年	1.4	6,122円 千本当	150	0.3	
令和 3 年	1.4	6,552円 千本当	150	0.3	・たばこ税 令和3年10月1日～
令和 4 年	1.4		150	0.3	
令和 5 年	1.4		150	0.3	



あ ば し り し み ん け ん し ょ う 網 走 市 民 憲 章

— し ょ う わ ね ん が つ に ち せ い て い
昭和47年7月17日制定 —

わたしたちは、母なるオホーツクの海に抱かれ、湖と森の美しい自然にかこまれた網走の市民です。

わたしたちには、遠いむかしから風雪にたえぬいて、この地をきり拓いてきた、たくましい先人の心がうけつがれています。

わたしたちは、このまちの市民であることに、かぎりない喜びと誇りをもち、のびゆく網走の良い市民となる願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. うみやまの深いみどりをいつまでも美しく、心豊かなまちをつくりましょう。
1. うけついだ文化にまなび、世界の人々と手をつなぎ新しいオホーツク文化のまちをつくりましょう。
1. たがいにまごころをもってつきあい、老人を大切にし、子どもの夢をそだてる、しあわせなまちをつくりましょう。
1. 元気で仕事にはげみ、生きがいのあるまちをつくりましょう。
1. みんなが力をあわせ、人のいのちをだいじにする、明るく住みよいまちをつくりましょう。



あ ば し り し け ん
網 走 市 の 花
え ぞ む ら さ き つ つ じ
し ょ う せ い ね ん じ じ じ じ
昭和52年10月2日制定



あ ば し り し け ん
網 走 市 の 木
か つ ら
し ょ う せ い ね ん じ じ じ じ
昭和47年8月12日制定

令和 5 年度

市 税 概 要

令和 5 年 10 月発行

発行：網走市企画総務部税務課

〒093-8555

網走市南 6 条東 4 丁目

(0152) 44-6111

<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>